

土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版） 新旧対照表（主な改訂事項）

（傍線部は改正部分）

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版）			改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3 版）		
章節項	記載内容		章節項	記載内容	
略称の表	表 法、施行令、施行規則、省令、通知の略称		略称の表	表 法、施行令、施行規則、省令、通知の略称	
	略称	内容		略称	内容
	平成 29 年改正法	「 <u>土壌汚染対策法の一部を改正する法律</u> 」(平成 29 年法律第 33 号)		改正法	土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）
	法	平成 29 年改正法による改正後の「 <u>土壌汚染対策法</u> 」(平成 14 年法律第 53 号)		法	改正法による改正後の「 <u>土壌汚染対策法</u> 」(平成 14 年法律第 53 号)
	制定法	平成 15 年 2 月 15 日に施行された「 <u>土壌汚染対策法</u> 」		平成 15 年 施行法	平成 15 年 2 月 15 日に施行された土壌汚染対策法
	平成 21 年改正法	平成 22 年 4 月の「 <u>土壌汚染対策法の一部を改正する法律</u> 」(平成 21 年法律第 23 号)		平成 22 年 改正法 (旧 法)	平成 22 年 4 月の土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）
	旧法	平成 21 年改正法による改正後かつ平成 29 年改正法による改正前の「 <u>土壌汚染対策法</u> 」		第二段階改 正令	土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 283 号）
	第二段階改 正令	「 <u>土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令</u> 」(平成 30 年政令第 283 号)		令	第二段階改正令による改正後の「 <u>土壌汚染対策法施行令</u> 」(平成 14 年政令第 336 号)
	令	第二段階改正令による改正後の「 <u>土壌汚染対策法施行令</u> 」(平成 14 年政令第 336 号)		第二段階改 正規則	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 3 号）
	第二段階改 正規則	「 <u>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令</u> 」(平成 31 年環境省令第 3 号)		規則	第二段階改正規則による改正後の「 <u>土壌汚染対策法施行規則</u> 」(平成 14 年環境省令第 29 号)
	規則	第二段階改正規則による改正後の「 <u>土壌汚染対策法施行規則</u> 」(平成 14 年環境省令第 29 号)		第二段階改 正処理業省 令	汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(平成 31 年環境省令第 4 号)
	第二段階改 正処理業省 令	「 <u>汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令</u> 」(平成 31 年環境省令第 4 号)		処理業省令	第二段階改正処理業省令による改正後の「 <u>汚染土壌処理業</u> 」

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）																									
章節項	記載内容	章節項	記載内容																								
	<table border="1"> <tr> <td>処理業省令</td> <td>第二段階改正処理業省令による改正後の「汚染土壌処理業に関する省令」（平成21年環境省令第10号）</td> </tr> <tr> <td>第一段階改正指定調査機関等省令</td> <td>「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成29年環境省令第31号）</td> </tr> <tr> <td>第二段階改正指定調査機関等省令</td> <td>「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年環境省令第5号）</td> </tr> <tr> <td>指定調査機関等省令</td> <td>第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」（平成14年環境省令第23号）</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）</td> </tr> <tr> <td>旧施行通知</td> <td>「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知）</td> </tr> </table>	処理業省令	第二段階改正処理業省令による改正後の「汚染土壌処理業に関する省令」（平成21年環境省令第10号）	第一段階改正指定調査機関等省令	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成29年環境省令第31号）	第二段階改正指定調査機関等省令	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年環境省令第5号）	指定調査機関等省令	第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」（平成14年環境省令第23号）	通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）	旧施行通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知）		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>に関する省令」（平成21年環境省令第10号）</td> </tr> <tr> <td>第一段階改正指定調査機関等省令</td> <td>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成29年環境省令第31号）</td> </tr> <tr> <td>第二段階改正指定調査機関等省令</td> <td>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成31年環境省令第5号）</td> </tr> <tr> <td>指定調査機関等省令</td> <td>第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）</td> </tr> <tr> <td>旧施行通知</td> <td>「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知）</td> </tr> </table>		に関する省令」（平成21年環境省令第10号）	第一段階改正指定調査機関等省令	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成29年環境省令第31号）	第二段階改正指定調査機関等省令	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成31年環境省令第5号）	指定調査機関等省令	第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）	通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）	旧施行通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知）
処理業省令	第二段階改正処理業省令による改正後の「汚染土壌処理業に関する省令」（平成21年環境省令第10号）																										
第一段階改正指定調査機関等省令	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成29年環境省令第31号）																										
第二段階改正指定調査機関等省令	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年環境省令第5号）																										
指定調査機関等省令	第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」（平成14年環境省令第23号）																										
通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）																										
旧施行通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知）																										
	に関する省令」（平成21年環境省令第10号）																										
第一段階改正指定調査機関等省令	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成29年環境省令第31号）																										
第二段階改正指定調査機関等省令	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成31年環境省令第5号）																										
指定調査機関等省令	第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）																										
通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）																										
旧施行通知	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知）																										
1.1.2 (1) p.2	<p><b>(1) 平成21年の法改正の経緯及び目的</b></p> <p><u>平成15年2月に施行された土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、以下「制定法」という。）は、1.1.1に示した目的のため制定されたが、制定法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、制定法制定時に指摘された課題を整理検討するため、平成20年5月に中央環境審議会に対して今後の土壌汚染対策の在り方について諮問し、同年12月に答申がなされた（旧施行通知）。</u></p>	1.1.2 p.2	(記載なし)																								

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>この答申において、土壤汚染対策に関する現状と課題として、</u></p> <p><u>①法に基づかない自主的な調査により土壤汚染が判明することが多く、</u>  <u>このような自主的な調査により明らかとなった土壤汚染地については、</u>  <u>情報が開示され、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要</u>  <u>であること</u></p> <p><u>②法では「盛土」や「封じ込め」等の摂取経路を遮断する対策を基本と</u>  <u>しているが、実際には「掘削除去」という過剰な対策が取られること</u>  <u>が多く、掘削除去が環境リスクの管理・低減の点から不適切な場合も</u>  <u>あることを踏まえ、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて合</u>  <u>理的で適切な対策が実施されるよう、指定区域については、環境リス</u>  <u>クに応じた合理的な分類をすべきであること</u></p> <p><u>③汚染された土壤の処理に関して、残土処分場や埋立地における不適正</u>  <u>事例が顕在化しており、掘削除去が増加していることを踏まえ、これ</u>  <u>らの不適正な処理を防止するため、適正な処理の基準や是正措置を規</u>  <u>定すべきであること</u></p> <p><u>等が指摘された（旧施行通知）。</u></p> <p><u>これらの課題を解説するため、平成22年4月の土壤汚染対策法の一部を</u>  <u>改正する法律（平成21年法律第23号、以下「平成21年改正法」という。）</u>  <u>により、健康被害の防止という制定法の目的を継承しつつ、土壤の汚染の</u>  <u>状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措</u>  <u>置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定の新設</u>  <u>等所要の措置が講じられた（旧施行通知）。</u></p> <p><u>なお、制定法においては、「土壤汚染」は、環境基本法（平成5年法律第</u>  <u>91号）第2条第3項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限</u></p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>定されるものであり、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壌をその対象としていなかったが、汚染土壌（法第16条第1項の汚染土壌をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことから、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壌を法の対象とすることとした（旧施行通知）。</u></p>		
1.1.3 (3) p.6	<p><b>(4) <u>平成29年改正法施行後の経緯</u></b></p> <p>令和4年3月24日 ・<u>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布</u>  ・<u>汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令公布</u></p> <p>令和4年7月1日 ・<u>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行</u>  ・<u>汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令施行</u></p>	1.1.3 (2) p.5	(記載なし)
1.1.3 (4)4 p.7	<p><b>4) <u>カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準の見直しに係る経緯</u></b></p> <p>令和2年1月27日 ・<u>中央環境審議会「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第4次答申）カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレン」</u></p> <p>令和2年4月2日 ・<u>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省</u></p>	1.1.3 (3) p.6	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）						改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）																																																																									
章節項	記載内容					章節項	記載内容																																																																								
	<p style="text-align: center;"><u>令公布</u></p> <p>令和 3年4月 1日 ・ 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省</p> <p style="text-align: center;"><u>令施行</u></p>																																																																														
1.4.1 p. 14	<p>表 1.4.1-1 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）、 地下水基準及び第二溶出量基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>特定有害物質の種類</th> <th>土壤溶出量 基準 (mg/L)</th> <th>土壤含有 量基準 (mg/kg)</th> <th>地下水基 準 (mg/L)</th> <th>第二溶出量 基準 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種 有害物質</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01 以下</td> <td>—</td> <td>0.01 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.01 以下</td> <td>—</td> <td>0.01 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>第二種 有害物質</td> <td>カドミウム及びその 化合物</td> <td>0.003 以下</td> <td>45 以下</td> <td>0.003 以下</td> <td>0.09 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>					分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有 量基準 (mg/kg)	地下水基 準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L)	第一種 有害物質	(略)					トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下	第二種 有害物質	カドミウム及びその 化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下	(以下略)						1.4.1 p. 13	<p>表 1.4.1-1 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）、 地下水基準及び第二溶出量基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>特定有害物質の種類</th> <th>土壤溶出量 基準 (mg/L)</th> <th>土壤含有 量基準 (mg/kg)</th> <th>地下水基 準 (mg/L)</th> <th>第二溶出量 基準 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種 有害物質</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03 以下</td> <td>—</td> <td>0.03 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.01 以下</td> <td>—</td> <td>0.01 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>第二種 有害物質</td> <td>カドミウム及びその 化合物</td> <td>0.01 以下</td> <td>150 以下</td> <td>0.01 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>					分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有 量基準 (mg/kg)	地下水基 準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L)	第一種 有害物質	(略)					トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下	第二種 有害物質	カドミウム及びその 化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	(以下略)					
分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有 量基準 (mg/kg)	地下水基 準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L)																																																																										
第一種 有害物質	(略)																																																																														
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下																																																																										
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下																																																																										
第二種 有害物質	カドミウム及びその 化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下																																																																										
(以下略)																																																																															
分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有 量基準 (mg/kg)	地下水基 準 (mg/L)	第二溶出量 基準 (mg/L)																																																																										
第一種 有害物質	(略)																																																																														
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下																																																																										
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下																																																																										
第二種 有害物質	カドミウム及びその 化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下																																																																										
(以下略)																																																																															

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
1.5.1 (4)6 p.32	<u>法第3条第8項の調査命令においても、法第4条第3項の調査命令の場合と同様に、土地の形質の変更が行われることにより土壤汚染状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、土地の形質の変更を行うことがないよう都道府県知事は指導されたい（1.5.2(5)2イ参照）</u>	1.5.1 (4)6 p.31	(記載なし)
1.5.1 (4)8 p.33	<p><u>8) 法第3条第8項の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について</u></p> <p><u>法第3条第8項の命令に係る行政手続法（平成5年法律第88号、以下「行手法」という。）第13条第1項に基づく聴聞又は弁明の機会の付与について、下記のとおり整理したので、その運用に遺漏のないようにされたい（「土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について」（令和2年11月25日付環水大土発第2011251号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）。</u></p> <p><u>法第3条第8項の命令は法的義務を課す行為であることから、行手法第2条第4号に規定する不利益処分に該当する（環水大発第2011251号）。</u></p> <p><u>そして、行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められている（環水大発</u></p>	1.5.1 (4) p.32	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>第 2011251 号)。</p> <p>一方、行手法第 3 条第 1 項では、同法第 2 章から第 4 章の 2 までの規定が適用除外となる処分及び行政指導について規定されており、同法第 3 条第 1 項第 14 号に「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」が掲げられている。</p> <p>この「報告（略）を命ずる処分」は、相手方に対し行政庁が求める情報を提供する作為義務を課すものと解されている（環水大発第 2011251 号）。</p> <p>上記のとおり、第 3 条第 8 項の命令は、同条第 7 項の届出があった場合に、裁量の余地なく発動することを都道府県知事に義務付けており、当該届出があったことをもって、土地の所有者等に対し都道府県知事が土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命ずる処分である。これは、当該土地の所有者等に対し都道府県知事が求める情報を提供する作為義務を課すものであり、行手法第 3 条第 1 項第 14 号の「報告（略）を命ずる処分」に該当するものと考えられる（環水大発第 2011251 号）。</p> <p>したがって、法第 3 条第 8 項の命令の発出に当たり、行手法第 13 条第 1 項の聴聞又は弁明の機会の付与の手續を執る必要はないと解して差し支えないものとする（環水大発第 2011251 号）。</p> <p>なお、施行通知（通知の記の第 3 の 1 (4)⑤）において「同条（注：第 3 条）第 8 項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第 1 項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の結果の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第 3 条第 8 項の命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないことについては従前のおりであるこ</p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>とに留意されたい（環水大発第2011251号）。</u></p> <p><u>法第3条第8項の命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないとしている通知文は、5)でも前掲している。</u></p>		
1.5.2 (3)1)ア p.42	<p>「土地の形質の変更に係る部分の深さ」について、深さの基準は土壤表面ではなく地盤面（コンクリート又はアスファルト等で被覆されている場合はその表面）である。例えば、道路が60 cmの路盤（構造物）で覆われている場合において、その路盤をはがす行為は地表から深さ50 cm以上まで掘削することになるので、該当する。また、最初に盛土を行い、それと一体となる工事の中で、さらに土壤掘削を当該盛土範囲内の一部で行うといった場合に、盛土を行う前の地表からの深さが土地の形質の変更に係る部分の深さということになる。</p>	1.5.2 (3)1)ア p.39	<p>「土地の形質の変更に係る部分の深さ」について、深さの基準は土壤表面ではなく地盤面である。例えば、道路が60 cmの路盤（構造物）で覆われている場合において、その路盤をはがす行為は地表から深さ50 cm以上まで掘削することになるので、該当する。また、最初に盛土を行い、それと一体となる工事の中で、さらに土壤掘削を当該盛土範囲内の一部で行うといった場合に、盛土を行う前の地表からの深さが土地の形質の変更に係る部分の深さということになる。</p>
1.5.2 (3)3) p.43	<p>当該届出に当たっては、届出書に添えて、次に掲げるものを提出しなければならない（規則第23条第2項本文及び各号、通知の記の第3の2(2)③）。</p> <p>①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、<u>登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面</u></p> <p>このうち、①については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する</p>	1.5.2 (3)3) p.40	<p>当該届出に当たっては、届出書に添えて、次に掲げるものを提出しなければならない（規則第23条第2項本文及び各号、通知の記の第3の2(2)③）。</p> <p>①土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図</p> <p>②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、<u>当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書</u></p> <p>このうち、①については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する（通知の記の第3の2(2)③）。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>(通知の記の第3の2(2)③)。</p> <p>また、②については、<u>登記事項証明書を例示しているがそれに限るものではない。例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が想定される（通知の記の第3の2(2)③）。</u></p> <p><u>土地の所有者であることを証するために、登記事項証明書等と併せて公図の写しを添付することも想定される。公図の写しについては、紙媒体で発行された書類に限らず、登記所が保有する登記情報をWEBで確認可能な「登記情報提供サービス（※一般財団法人 民事法務協会提供）」を利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等による当該情報の使用も想定される。</u></p>		<p>また、②については、<u>土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証明する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定される（通知の記の第3の2(2)③）。</u></p>
1.5.2 (5)2)イ p.51	<p>ここで、<u>自然由来盛土等に該当しない場合には、人為等由来の<u>土壌汚染</u>のおそれに対して調査命令の発動を考えることになる。また、盛土部分の土壌において自然由来の土壌汚染が判明している場合であって、当該土壌を掘削した地層又は当該地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層が存在している土地である場合には、当該地層について規則第26条第5号（上記の1)⑤）に該当するものと考えられる。</u></p> <p><u>なお、法第4条第3項の命令発出前の法第14条の指定の申請において、<u>試料採取等を行う深さの限定は認められていない。</u></u></p>	1.5.2 (5)2)イ p.48	<p>ここで、<u>自然由来盛土等に該当しない場合には、人為等由来の<u>汚染</u>のおそれに対して調査命令の発動を考えることになる。また、盛土部分の土壌において自然由来の土壌汚染が判明している場合であって、当該土壌を掘削した地層又は当該地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層が存在している土地である場合には、当該地層について規則第26条第5号（上記の1)⑤）に該当するものと考えられる。</u></p>
1.6.1 (6)4) p.66	<p>また、当該基準不適合土壌の汚染状態が(3)の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当しない場合にあつては、都道府県知事は、土地の所有者等に対して法第14条の指定の申請を促し、当該特定有害物質について形質変更時要届出区域に指定することが望ましい（通知の記の第4の</p>	1.6.1 (6)4) p.62	<p>また、当該基準不適合土壌の汚染状態が(3)の基準（健康被害が生ずるおそれに関する基準）に該当しない場合にあつては、都道府県知事は、土地の所有者等に対して法第14条の指定の申請を促し、当該特定有害物質について形質変更時要届出区域に指定することが望ましい（通知の記の第4の</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>1 (6)④)。</p> <p><u>なお、法第14条の指定の申請では試料採取等の深さを限定することが認められていないため、当該指定の申請を行うためには、汚染の除去等の措置を講ずる深さよりも深い位置まで土壌の汚染状態を確認することが必要になる場合がある。</u></p> <p><u>ここで、法第14条の指定の申請により新たに形質変更時要届出区域に指定された土地の区域については、汚染の除去等の措置の対象に含まれる場合を除き、汚染除去等計画の内容には関係しない。</u></p>		<p>1 (6)④)。</p>
1.6.1 (6)6)エ p.73	<p>また、当該土地において土壌汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性がある場合は、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることは前述のとおりである（1.5.3参照）（通知の記の第4の1(6)⑥エ）。</p> <p><u>措置を実施した範囲の近隣において土壌汚染が明らかとなった土地について法第14条の指定の申請を行う場合、試料採取等を行う深さを限定せずに土壌汚染状況調査に準じた方法による調査が行われている必要があり、その条件を満たしていない場合には法第5条第1項の調査命令が発出される可能性がある。</u></p>	1.6.1 (6)6)エ p.69	<p>また、当該土地において土壌汚染が存在する蓋然性が相当程度高く、かつ、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性がある場合は、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることは前述のとおりである（1.5.3参照）（通知の記の第4の1(6)⑥エ）。</p>
1.6.2 (3)3)ア (イ) p.98	<p>ただし、前者について調査の省略の規定を活用し、後者について当該特定有害物質を試料採取等の対象としないことにより（汚染のおそれの程度がない又は少ない場合に限る。）、現に形質変更時要届出区域に指定されていない土地においても、早期に臨海部特例区域の土地の形質の変更の特例の適用を受けることも可能となる（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。</p>	1.6.2 (3)3)ア (イ) p.93	<p>ただし、前者について調査の省略を活用し、後者について当該特定有害物質を試料採取等の対象としないことにより（汚染のおそれの程度がない又は少ない場合に限る。）、現に形質変更時要届出区域に指定されていない土地においても、早期に臨海部特例区域の土地の形質の変更の特例の適用を受けることも可能となる（通知の記の第4の2(3)③ア(ハ)）。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<u>ここでいう「法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請のための手続を行う」場合の指定の申請に係る調査では、試料採取等を行う深さを限定することは認められていない。</u>		
1.7.2 (2) p.109	<u>公図の写しについては、紙媒体で発行された書類に限らず、登記所が保有する登記情報をWEBで確認可能な「登記情報提供サービス（※一般財団法人 民事法務協会提供）」を利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等による当該情報の使用も想定される。</u>	1.7.2 (2) p.103	(記載なし)
1.9.1 (3) p.122	認定調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかとなった場合には、都道府県知事は、土地の所有者等に対し、1.7の指定の申請を活用させるよう促すこととされたい（通知の記の第5の1(3)）。  <u>この場合の指定の申請においても、申請に係る調査は公正に、かつ、法第3条第1項の土壌汚染状況調査と同様の方法により行われている必要がある、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない（4.5.6参照）。</u>	1.9.1 (3) p.116	認定調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかとなった場合には、都道府県知事は、土地の所有者に対し、1.7の指定の申請を活用させるよう促すこととされたい（通知の記の第5の1(3)）。
1.10.3 p.148	なお、土壌環境行政主管部局は水道行政主管部局とも連携し、飲用に供する井戸等の位置の把握に努めるものとするについては、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に確認済みである（通知の記の第8の3(6)）。  <u>①において、基準に適合しない汚染状態にあることを内容とする調査の結果を提供する者が法第14条の指定の申請を行う場合、公正に、かつ土壌汚染状況調査と同様の方法により、試料採取等を行う深さを限定せずに試料採取等が行われていることが必要である。</u>	1.10.3 p.142	なお、土壌環境行政主管部局は水道行政主管部局とも連携し、飲用に供する井戸等の位置の把握に努めることについては、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に確認済みである（通知の記の第8の3(6)）。

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
2.3 構成	<p>2.3 土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等（地歴調査）</p> <p>2.3.1 情報の入手・把握</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p><u>(2) 情報の入手・把握の対象となる土壌汚染のおそれ</u></p> <p><u>(3) 情報の入手・把握の対象とする土地の場所</u></p> <p><u>(4) 情報の入手・把握の方法</u></p> <p>1) <u>資料調査の方法</u></p> <p>ア. 私的資料</p> <p>イ. 公的届出資料</p> <p>ウ. 一般公表資料</p> <p>2) <u>聴取調査の方法</u></p> <p>3) <u>現地調査の方法</u></p> <p><u>(5) 土地の所有者等の協力</u></p> <p><u>(6) 情報の入手・把握の対象とする期間</u></p> <p><u>(7) 入手・把握すべき情報の内容</u></p> <p>1) <u>土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報</u></p> <p>2) <u>土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報</u></p> <p>3) <u>人為等由来の土壌汚染のおそれに関する情報</u></p> <p>4) <u>自然由来の土壌汚染のおそれに関する情報</u></p> <p>ア. <u>自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の情報</u></p> <p>イ. <u>自然由来盛土等の情報</u></p> <p><u>(ア) 自然由来盛土等の定義</u></p> <p><u>(イ) 自然由来盛土等に関する情報</u></p> <p>5) <u>水面埋立て土砂由来の土壌汚染のおそれに関する情報</u></p>	2.3 構成	<p>2.3 土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等（地歴調査）</p> <p>2.3.1 情報の入手・把握</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p><u>(2) 情報の入手・把握の対象とする土地の場所</u></p> <p><u>(3) 入手・把握すべき情報の種類</u></p> <p>1) <u>入手・把握すべき情報の内容</u></p> <p>ア. <u>土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報</u></p> <p>イ. <u>土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報</u></p> <p>ウ. <u>人為等由来の汚染のおそれに関する情報</u></p> <p>エ. <u>自然由来汚染の汚染のおそれに関する情報</u></p> <p><u>(ア) 自然由来汚染と考えられる地層の情報</u></p> <p><u>(イ) 自然由来盛土等の情報</u></p> <p>オ. <u>水面埋立て土砂由来の汚染のおそれに関する情報</u></p> <p>2) <u>情報の入手・把握の対象とする期間</u></p> <p><u>(4) 情報の入手・把握の実施</u></p> <p>1) <u>資料調査</u></p> <p>ア. 私的資料</p> <p>イ. 公的届出資料</p> <p>ウ. 一般公表資料</p> <p>2) <u>聴取調査</u></p> <p>3) <u>現地調査</u></p> <p>ア. <u>土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報</u></p> <p>イ. <u>土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報</u></p> <p>ウ. <u>人為等由来による汚染のおそれに関する情報</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
2.4.2 (5) p. 201	<p><u>図2.4.2-12に、A基準の構造等に適合した有害物質使用特定施設の設置時期及びそれ以前の有害物質使用特定施設の設置状況に対する当該有害物質使用特定施設が設定されている範囲の土地の土壤汚染のおそれの区分の考え方を示す。</u></p> <p><u>土壤汚染のおそれがないと認められる土地に改正水濁法施行後に有害物質使用特定施設が新設された後、点検が適切に行われ、特定有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが確認されている場合（図2.4.2-12①のケース）は、A基準に構造等が適合していること及び特定有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが水濁法により担保されることから、当該有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置が行われている範囲の土地について土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地として評価することになる（図2.4.2-9のフローの左側の流れ、図2.4.2-11）。</u></p> <p><u>改正水濁法施行前から設置されている既設の有害物質使用特定施設が改正水濁法施行後に廃止され、新たに有害物質使用特定施設が設置された後、点検が適切に行われ、特定有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが確認されている場合（図2.4.2-12②のケース）は、新たに設置された有害物質使用特定施設についてA基準に構造等が適合していること及び特定有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが水濁法により担保されるが、それより前の既設の有害物質使用特定施設が設置されていた期間については特定有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないとはいえないため、新たに設置された有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置が行われている範囲の土地であっても土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地として評価することになる。</u></p> <p><u>改正水濁法施行によるA基準と同等以上の構造をもつ有害物質使用特定</u></p>	2.4.1 (5) p. 189	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>施設が改正水濁法施行前に設置された場合（図2.4.2-12③のケース）は、  <u>当該有害物質使用特定施設が設置されてから改正水濁法が施行されるまでの期間について特定有害物質を含む水が地下へ浸透したおそれなかったことを都道府県知事が把握・確認する仕組がなかったために、自主的な点検により異常がなかったことを確認されていた場合も含め、特定有害物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないとは認められない。そのため、新たに設置された有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置が行われている範囲の土地であっても、当該有害物質使用特定施設に起因する土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地として評価することになる。</u></p> <p style="text-align: center;">改正水質汚濁防止法施行日 (平成24年6月1日)</p> <p style="text-align: right;">有害物質使用特定施設が設置されている 範囲の土地の土壤汚染のおそれの分類</p> <p>①有害物質使用特定施設を 新設</p> <p>②有害物質使用特定施設を 廃止し、新たに有害物質 使用特定施設を設置</p> <p>③改正水質汚濁防止法施行 前に構造等の基準に適合 した有害物質使用特定施 設を新設</p> <p style="text-align: center;">時間の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡 例</p> <p>■ 構造等の基準に適合した有害物質使用特定施設設置の期間</p> <p>■ 構造等の基準に適合しない有害物質使用特定施設設置の期間</p> <p>┌─┐ 水濁法による地下浸透防止措置が担保できない期間</p> </div>		
	<p>図2.4.2-12 有害物質使用特定施設が設置されている範囲の土地を土壤汚染が存在するおそれがない土地と評価できるケースとできないケース</p>		

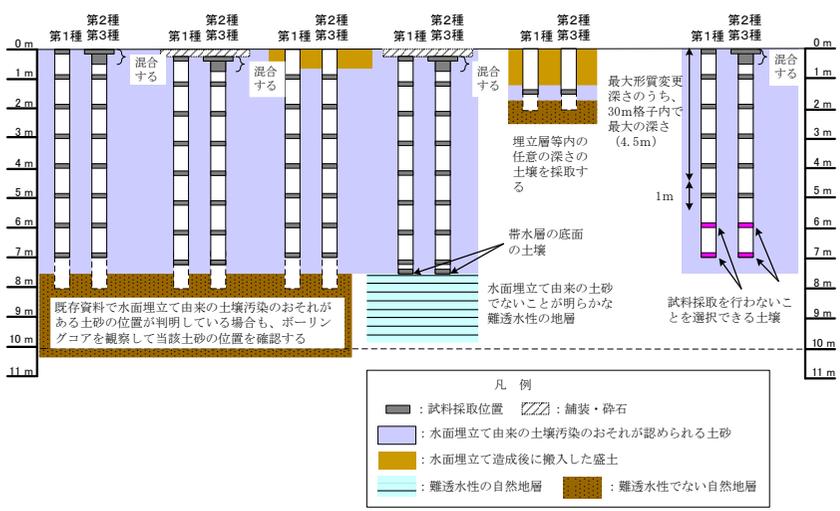
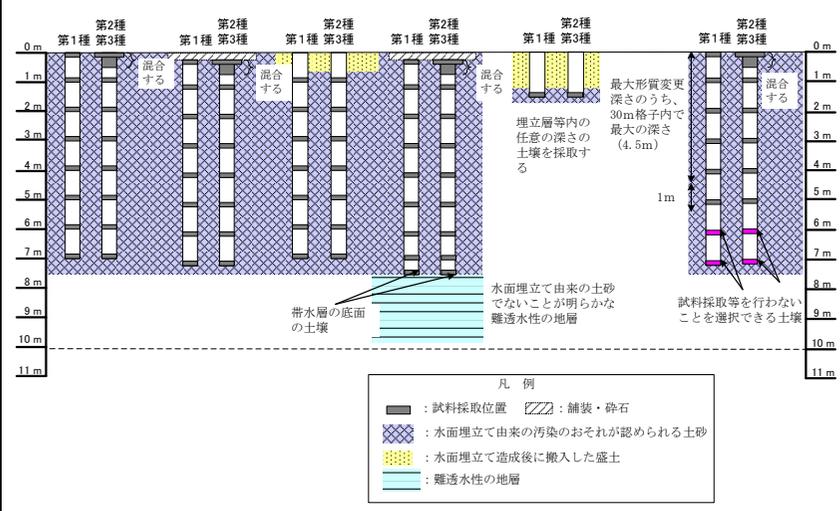
改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>図2.4.2-12の②及び③に該当するケースについて、当該有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置が行われている範囲の土地について、土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地として評価できるようにするための方法を図2.4.2-13に示す。</u></p> <p><u>図2.4.2-12②のケースにおいて、当該有害物質使用特定施設の設置後に土壤汚染状況調査の方法による調査を行い、汚染状態に関する基準に適合していることが確認された場合は、地下浸透防止措置が行われている範囲について土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地と評価される。</u></p> <p><u>図2.4.2-12③のケースにおいて、改正水濁法施行後（平成24年6月1日以降）に土壤汚染状況調査の方法による調査を行い、汚染状態に関する基準に適合していることが確認された場合は、地下浸透防止措置が行われている範囲について土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地として評価される。</u></p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>改正水質汚濁防止法施行（平成24年6月1日）</p> <p>有害物質使用特定施設が設置されている範囲の土地の土壌汚染のおそれの分類</p> <p>①有害物質使用特定施設を廃止し、構造等の基準に適合した有害物質使用特定施設を設置</p> <p>②改正水質汚濁防止法施行前に構造等の基準に適合した有害物質使用特定施設を新設</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 構造等の基準に適合した有害物質使用特定施設設置の期間</li> <li>■ 構造等の基準に適合しない有害物質使用特定施設設置の期間</li> <li>■ 土壌汚染状況調査の方法による調査を実施した時期（汚染状態に関する基準に適合していることを確認した場合）</li> <li>— 水濁法による地下浸透防止措置が担保できない期間</li> <li>— 水濁法による地下浸透防止措置が担保できる期間</li> </ul> <p>時間の流れ</p>		
	<p>図 2.4.2-13 有害物質使用特定施設が設置されている範囲の土地を土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地と評価できるようにするための方法</p>		
2.6.2 (2)9) イ p. 249	<p>③シス体とトランス体が両方とも定量下限値未満の場合は、「定量下限値未満」と表示する。</p> <p><u>土壌ガス調査結果の記載例を表 2.6.2-3 に示す。1,2-ジクロロエチレンの土壌ガス濃度（報告値）は、桁数処理前のシス体の測定値とトランス体の測定値を合算しその後桁数処理を行った値である。具体的に例1では、</u></p> <p>① <u>桁数処理前の測定値を合算する 10.5+1.5=12.0</u></p> <p>② <u>上記の結果を桁数処理（3桁目を切り捨て）して土壌ガス濃度（報告値）の12を得る。</u></p> <p><u>このとき、誤って桁数処理後のシス体とトランス体の測定値を合算する</u></p>	2.6.2 (2)9) イ p. 231	③シス体とトランス体が両方とも定量下限値未満の場合は、「定量下限値未満」と表示する。

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）																																					
章節項	記載内容	章節項	記載内容																																				
	<p>と10+1.5=11.5となり、これを桁数処理（3桁目を切り捨て）した11は正しい値にならないので注意する。</p> <p>土壤汚染状況調査の報告書には、シス体の測定値を桁数処理した値、トランス体の測定値を桁数処理した値を加えた三つの値を記載しなければならない。</p> <p>表 2.6.2-3 複数の異性体が存在する場合の土壤ガス調査結果の報告例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定値 (桁数処理前)</th> <th>測定値 (桁数処理前)</th> <th>測定値 (桁数処理後)</th> <th>測定値 (桁数処理後)</th> <th>土壤ガス濃度 (報告値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>シス体</td> <td>トランス体</td> <td>シス体</td> <td>トランス体</td> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td>例1</td> <td>10.5</td> <td>1.5</td> <td>10</td> <td>1.5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>例2</td> <td>1.5</td> <td>&lt;0.1※</td> <td>1.5</td> <td>&lt;0.1※</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>例3</td> <td>&lt;0.1※</td> <td>&lt;0.1※</td> <td>&lt;0.1※</td> <td>&lt;0.1※</td> <td>&lt;0.1※</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">報告書に記載しない</td> <td colspan="3">報告書に記載する</td> </tr> </tbody> </table> <p>※不検出あるいは定量下限値未満と記載してもよい 単位：volppm</p>		測定値 (桁数処理前)	測定値 (桁数処理前)	測定値 (桁数処理後)	測定値 (桁数処理後)	土壤ガス濃度 (報告値)		シス体	トランス体	シス体	トランス体	1,2-ジクロロエチレン	例1	10.5	1.5	10	1.5	12	例2	1.5	<0.1※	1.5	<0.1※	1.5	例3	<0.1※	<0.1※	<0.1※	<0.1※	<0.1※		報告書に記載しない		報告書に記載する				
	測定値 (桁数処理前)	測定値 (桁数処理前)	測定値 (桁数処理後)	測定値 (桁数処理後)	土壤ガス濃度 (報告値)																																		
	シス体	トランス体	シス体	トランス体	1,2-ジクロロエチレン																																		
例1	10.5	1.5	10	1.5	12																																		
例2	1.5	<0.1※	1.5	<0.1※	1.5																																		
例3	<0.1※	<0.1※	<0.1※	<0.1※	<0.1※																																		
	報告書に記載しない		報告書に記載する																																				
2.7.3 (4) p.293	<p>地歴調査の全部を省略して要措置区域等の指定を受けた場合には、汚染の由来が特定されていないため、要措置区域等外へ土壤を搬出しようとするときは、人為等由来の土壤汚染が認められた場合と同じ扱いになる。</p>	2.7.3 (4) p.273	(記載なし)																																				
2.8.2 (2) p.308	<p>まず、単位区画及び30m格子を2.8.1に示した方法で設定した後、900m格子を設定する。次に900m格子ごとに最も離れた二つの単位区画を選び、それらの単位区画を含む30m格子の中心を含む単位区画を試料採取等区画に選定する。最も離れた二つの単位区画の選び方と30m格子の中心が</p>	2.8.2 (2) p.289	<p>900m格子を超えるような広大な又は長大な調査対象地においては、2地点では調査密度が小さいため、900m格子ごとに2地点で調査をする。</p> <p>まず、単位区画及び30m格子を2.8.1に示した方法で設定した後、900m格子を設定する。次に900m格子ごとに最も離れた二つの単位区画を選び、それらの単位区画を含む30m格子の中心を含む単位区画を試料採取等区画に選定する。最も離れた二つの単位区画の選び方と30m格子の中心が</p>																																				

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>調査対象地内がない場合の試料採取等区画の選び方は、調査対象地が 900 m 格子を超えない場合と同じである。</p> <p>図 2.8.2-3 に調査対象地が広大なために 900m 格子を超える場合の試料採取等区画の選定方法の例を示す。また図 2.8.2-4 に調査対象地の形状により 900m 格子が複数生じる場合の試料採取等区画の選定方法の例を示す。</p> <p>なお、法第3条第8項の調査及び法第4条調査において、規則第5条による起点及び単位区画の設定を行った結果、調査対象地が複数の 900m 格子にまたがる場合の例を図 2.8.2-5 に示す。複数ある調査対象地の起点のうち、最も北にあるものを全体の起点とし、900m 格子ごとに試料採取等区画を二つずつ選定する。二つの 900m 格子内にまたがって位置する調査対象地内（図 2.8.2-5 の中央付近にあるもの）の単位区画は、当該単位区画を含む 900m 格子の試料採取等の対象となり、汚染状態も当該単位区画を含む 900m 格子ごとに評価する。</p>		<p>調査対象地内がない場合の試料採取等区画の選び方は、調査対象地が 900 m 格子を超えない場合と同じである。図 2.8.2-3 に調査対象地が 900m 格子を超える場合の試料採取等区画の選定方法を示す。</p> <p>なお、900m 格子ごとの調査においても、法第3条第8項の調査及び法第4条調査において、土地の形質の変更の届出を行った土地の区域内に調査対象地が複数あるときの試料採取等区画と試料採取地点の設定の考え方は、調査対象地が 900m 格子を超えない場合と同じである（図 2.8.2-2 参照）。</p>
2.8.2 (2) p. 311	<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ : 土壌汚染状況調査の対象地</li> <li>■ (pink hatched) : 自然由来の調査の対象となる単位区画</li> <li>□ (dashed blue) : 単位区画</li> <li>□ (solid blue) : 30m 格子</li> <li>— (green) : 900m 格子の線</li> <li>■ (diagonal hatched) : 900m 格子内の最も離れた二つの単位区画</li> <li>■ (orange hatched) : 試料採取等区画</li> <li>● (black) : 試料採取地点</li> </ul> <p>図 2.8.2-4 調査対象地が 2 つの 900m 格子にまたがる場合の試料採取等区画の選定と試料採取地点の設定例</p>	2.8.2 (2) p. 291	(図なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>土地全体の深さ10 mまでに、 自然由来の土壌汚染のおそれ 認められる地層が分布している</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然由来汚染の調査対象地</li> <li>法第4条の届出に係る土地の区域の境界</li> <li>● : 全体の起点</li> <li>単位区画</li> <li>10m間隔の格子</li> <li>30m格子</li> <li>自然由来汚染調査の試料採取等区画</li> <li>900m格子の線</li> </ul>		(図なし)
	<p><b>図 2. 8. 2-5 複数の調査対象地を一つの調査対象地とみなして区画した結果、調査対象地が2つの900m格子にまたがる場合の試料採取等区画の選定例</b></p>		
2. 9. 1 (2) p. 336	<p>調査対象地を一部でも含む単位区画が水面埋立て土砂由来汚染調査の対象となる単位区画である。第一種特定有害物質、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質とも、調査対象地全域について、30m格子ごとに試料採取等区画を選定する。試料採取等区画及び試料採取地点の選定例を図2. 9. 1-2に示す。</p> <p><u>なお、単位区画ごとにボーリング調査を行い汚染範囲を絞り込むことは認められていない。</u></p>	2. 9. 1 (2) p. 314	<p>調査対象地を一部でも含む単位区画が水面埋立て土砂由来汚染調査の対象となる単位区画である。第一種特定有害物質、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質とも、調査対象地全域について、30m格子ごとに試料採取等区画を選定する。試料採取等区画及び試料採取地点の選定例を図2. 9. 1-2に示す。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
2.9.2 (3) p. 343	 <p>図 2.9.2-1 (b) 土壤汚染のおそれがある水面埋立て土砂の位置が明らかでない場合の試料採取例</p>	 <p>図 2.9.2-1 (b) 土壤汚染のおそれがある水面埋立て土砂の位置が明らかでない場合の試料採取例</p>	
2.9.3 (2)1) p. 348	<p>水面埋立て土砂由来汚染調査ではボーリング調査を 30m 格子ごとに行い、試料採取等対象物質の種類ごとに土壤汚染の状態を評価する。したがって、30m 格子内の全ての単位区画は、土壤汚染の状態が同一となる（図 2.9.3-1）。なお、単位区画ごとにボーリング調査を行い、単位区画ごとに汚染状態を評価することは認められていない。</p> <p>土地の形質の変更を契機とし、規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号ただし書の規定によって、土地の所有者等が試料採取等の対象としないことを選択した単位区画は、区域指定の対象とならない（図 2.9.3-2）。</p>	<p>水面埋立て土砂由来汚染調査ではボーリング調査を 30m 格子ごとに行い、試料採取等対象物質の種類ごとに土壤汚染の状態を評価する。したがって、30m 格子内の全ての単位区画は、土壤汚染の状態が同一となる（図 2.9.3-1）。土地の形質の変更を契機とし、規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号ただし書の規定によって、土地の所有者等が試料採取等の対象としないことを選択した単位各區は、区域指定の対象とならない（図 2.9.3-2）。</p>	
2.11.1 p. 368	<p>土壤汚染状況調査が省略された単位区画について認定調査を行う場合、当該単位区画の土壤の汚染状態を評価するための試料採取等を省略した試料採取位置があるときは、認定調査の実施前に又は認定調査の実施と同時に土壤汚染状況調査の追完を行う必要がある。</p>	<p>認定調査時の追完は、掘削前調査と同時に実施することが可能である。また、認定調査を掘削後調査として実施する場合は、当該単位区画において省略された物質について第二溶出量基準に不適合かつ土壤含有量基準不適合と評価されていることから、少なくとも掘削範囲について、掘削前に</p>	

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>第一種特定有害物質を試料採取等対象物質とする試料採取等が省略された単位区画の場合は、土壤ガス調査が必要になることから、必ず土壤汚染状況調査の追完が必要となる。</u></p> <p><u>第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質を試料採取等対象物質とする試料採取等が省略された試料採取位置のある単位区画の場合については、試料採取等を省略した汚染のおそれが生じた場所の位置が当該単位区画の認定調査を計画する深さ（掘削対象深さ）の範囲にある場合は必ず土壤汚染状況調査の追完が必要となる（図2.11.1-1 a）、c）。一方、試料採取等を省略した汚染のおそれが生じた場所の位置が当該単位区画の認定調査を計画する深さ（掘削対象深さ）の範囲よりも浅い深さにのみある場合（図2.11.1-1 b）は土壤汚染状況調査の追完を行わずに認定調査を実施することが可能である。なお、汚染のおそれが生じた場所の位置が認定調査を計画する深さ（掘削対象深さ）の範囲内及びそれより深い位置の両方にある場合（図2.11.1-1 c）は、追完の目的が省略された土壤汚染状況調査を完了させることであることから、認定調査を計画する深さ（掘削対象深さ）の範囲内だけでなく、それより深い位置も含めて全ての省略された試料採取等を完了させる必要があることとしている（表2.11.1-1）。</u></p> <p><u>土壤汚染状況調査が省略された区画について認定調査を行う方法の詳細は、5.10 要措置区域等外へ土壤を搬出する場合の節を参照されたい。</u></p>		<p><u>追完を実施しておくことが望ましい。</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）	改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）
------------------------------	----------------------------

章節項	記載内容
-----	------

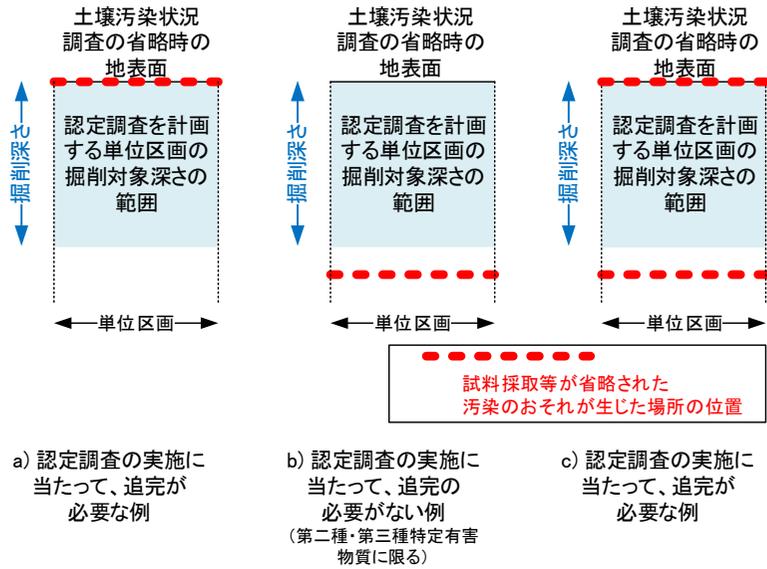


図 2.11.1-1 土壤汚染状況調査の追完と認定調査の考え方

表 2.11.1-1 認定調査を行う際の土壤汚染状況調査の追完の要否の考え方

認定調査範囲との関係	土壤汚染状況調査を省略した汚染のおそれが生じた場所の位置		
	土壤汚染状況調査の省略時の地表面	認定調査の対象範囲より深い位置	土壤汚染状況調査の省略時の地表面と認定調査の対象範囲より深い位置の両方
特定有害物質の種類			
第一種特定有害物質	必要	必要	必要
第二種・第三種特定有害物質	必要	不要	必要

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
2.11.3 p.381	<p><u>(1) 法第5条第1項に係る土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例に関する省略</u></p> <p><u>法第5条第1項に係る土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査において全部又は一部の過程を省略した場合、必ず要措置区域に指定され、措置を講ずることが求められる。したがって法第5条第1項に係る特例調査において土壤汚染状況調査を省略することは望ましくない。</u></p> <p><u>(2) 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例に関する省略と追完</u></p> <p><u>第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例では、土壤ガス調査を省略し、調査対象地のうち、全ての土地が「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に分類された単位区画を除き、単位区画の中心（土壤汚染が存在する可能性が高い地点がある場合には、その地点）において地表から深さ10mまでの土壤をボーリングにより採取し、土壤溶出量を測定することになる。当該ボーリング調査の過程の全部又は一部を省略して要措置区域等に指定された土地について、その指定を全て解除する場合には、当該省略したボーリング調査（特例の調査）の過程を改めて実施し、土壤の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画については汚染の除去等の措置を行う必要がある。</u></p>	2.11.3 p.357	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>(3) 自然由来汚染調査に関する省略と追完</u></p> <p>(略)</p>		<p><u>(1) 自然由来汚染調査に関する追完</u></p> <p>(略)</p>
4.2 p. 415	<p>上記のとおり、申請に係る調査においては、汚染の除去等の措置を講ずる場合に土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うとき以外、試料採取等対象物質を任意に定めることは認められておらず、全ての特定有害物質について土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）を行う必要がある。また、当該地歴調査で土壤汚染のおそれが認められた全ての特定有害物質について試料採取等を行う必要がある。なお、<u>土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査では試料採取等を行う深さの限定が認められているが、申請に係る調査では試料採取等を行う深さの限定は認められていない。</u></p> <p>指定の申請に係る申請書に記載する事項及び当該申請書に添付する書類の詳細については、1.7.2(2)を参照されたい。</p> <p><u>公図の写しについては、紙媒体で発行された書類に限らず、登記所が保有する登記情報をWEBで確認可能な「登記情報提供サービス（※一般財団法人 民事法務協会提供）」を利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等による当該情報の使用も想定される。</u></p>	4.2 p. 390	<p>上記のとおり、申請に係る調査においては、汚染の除去等の措置を講ずる場合に土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域について指定の申請を行うとき以外、試料採取等対象物質を任意に定めることは認められておらず、全ての特定有害物質について土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）を行う必要がある。また、当該地歴調査で土壤汚染のおそれが認められた全ての特定有害物質について、<u>土地の形質の変更における最大形質変更深さに合わせた試料採取等の深さの限定を行わない形で試料採取等を行う必要がある。</u></p> <p>指定の申請に係る申請書に記載する事項及び当該申請書に添付する書類の詳細については、1.7.2(2)を参照されたい。</p>
4.5.1 p. 417	<p>この場合の指定の申請においても、申請に係る調査として都道府県知事が認めるためには、公正に、かつ、法第3条第1項の土壤汚染状況調査と同様の方法により行われたものでなければならない。<u>また、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない。</u></p> <p><u>汚染の除去等の措置の実施に伴う土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域として指定の申請の対象となる土地の区域は、当該申請に係る調査で土壤汚染がないとみなされた土地の区域である。</u></p>	4.5.1 p. 392	<p>この場合の指定の申請においても、申請に係る調査として都道府県知事が認めるためには、公正に、かつ、法第3条第1項の土壤汚染状況調査と同様の方法により行われたものでなければならない。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
4.5.4 (1) p. 419	<u>なお、申請に係る調査として都道府県知事が認めるためには、公正に、かつ、土壤汚染状況調査と同様の方法により行われたものでなければならない。また、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない。</u>	4.5.4 (1) p. 394	<u>なお、申請に係る調査では、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定を行ったものは認められないため、法第14条の指定の申請を行うためには汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定を行わずに調査を行っている必要がある。</u>
4.5.4 (2) p. 420	<u>なお、申請に係る調査として都道府県知事が認めるためには、公正に、かつ、土壤汚染状況調査と同様の方法により行われたものでなければならない。また、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない。</u>	4.5.4 (2) p. 395	<u>なお、申請に係る調査では、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定を行ったものは認められないため、法第14条の指定の申請を行うためには汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定を行わずに調査を行っている必要がある。</u>
4.5.6 p. 421	<p><u>4.5.6 要措置区域等外へ搬出する土壌について法の対象から外すための調査（認定調査）で区域指定対象物質以外の特定有害物質による土壌汚染が明らかとなった場合の指定の申請</u></p> <p><u>認定調査において、指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあることが明らかとなった場合には、都道府県知事は、土地の所有者等に対し、指定の申請を活用させるよう促すこととされたい（通知の記の第5の1(3)）。</u></p> <p><u>この場合の指定の申請においても、申請に係る調査として都道府県知事が認めるためには、公正に、かつ、土壤汚染状況調査と同様の方法により行われたものでなければならない。また、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない。</u></p>	4.5 p. 395	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
4.5.7 p. 421	<p><u>4.5.7 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集において基準に適合しない汚染状態になることを内容とする調査の結果が提供される場合の指定の申請</u></p> <p>都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする（法第61条第1項）。</p> <p>また、都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が法第4条第3項に定める「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準」（1.5.2(5)1参照）に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする（法第61条第2項）。</p> <p><u>この規定により収集し、整理し、保存し、及び提供する情報として想定されている情報の一つに、汚染の状況に関する調査（法に基づくものであるか否かを問わない。）に関する情報がある（通知の記の第8の3(6)①参照）。</u></p> <p><u>基準に適合しない汚染状態にあることを内容とする調査の結果を提供するものに対しては、法第14条の指定の申請を行うように促すこととされた</u>い（通知の記の第8の3(6)①）。</p> <p><u>この場合の指定の申請においても、申請に係る調査として都道府県知事が認めるためには、公正に、かつ、土壌汚染状況調査と同様の方法により</u></p>	4.5 p. 395	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<u>行われたものでなければならない。また、汚染のおそれが生じた場所の深さに応じた調査対象の限定はできない。</u>		
5.1.2 (3) p. 427	<p>汚染除去等計画には、以下に示す図面を添付しなければならない（規則第36条の3第2項）。</p> <p>①ボーリングその他の方法による詳細調査によって、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>②汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p><u>立面図は、例えば、実施措置を講ずるに当たり設置する水処理施設やオンサイト土壌処理施設、立入禁止措置において設置する囲いや標識等について、必要に応じて添付する。</u></p>	5.1.2 (3) p. 401	<p>汚染除去等計画には、以下に示す図面を添付しなければならない（規則第36条の3第2項）。</p> <p>①ボーリングその他の方法による詳細調査によって、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面</p> <p>②汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）	改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）		
章節項	記載内容	章節項	記載内容
5.3.1 (1) p. 445		5.3.1 (1) p. 418	
図 5.3.1-1(1) 詳細調査の位置付け：土壌溶出量基準不適合による要措置区域の場合	図 5.3.1-1 詳細調査の位置付け <p>※1：地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定及び揚水施設による地下水の拡大の防止は除く。            ※2：地下水の水質の測定（措置完了を報告しない）及び揚水施設による地下水汚染の拡大の防止は除く。            ※3：地下水の水質の測定（措置完了を報告しない）及び地下水汚染の拡大の防止を実施した場合。</p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>要措置区域の指定</p> <p>土壌含有量基準に適合しない汚染状態の土地</p> <p>舗装、立入禁止、盛土を選択</p> <p>（必要に応じて）詳細調査の実施</p> <p>汚染除去等計画の作成及び提出</p> <p>実施措置の実施</p> <p>実施措置完了報告の作成及び提出</p> <p>形質変更時要届出区域の指定</p> <p>土壌汚染の除去、土壌入れ換えを選択</p> <p>詳細調査の実施</p> <p>土壌入れ換えを選択</p> <p>汚染除去等計画の作成及び提出</p> <p>実施措置の実施</p> <p>実施措置完了報告の作成及び提出</p> <p>区域の指定の解除</p> <p>図 5.3.1-1 (2) 詳細調査の位置付け：土壌含有量基準不適合による要措置区域の場合</p>		(図なし)
5.3.2 (2)1 p. 461	<p>ここで、<u>第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の深度調査は、「法第5条の特例を参考とした場合（図5.3.2-6(c))」を原則とするが、</u>  <u>幾つかの調査結果等により基準不適合となる試料採取深さが10mより浅いことが十分に想定される場合には、「法第5条の特例を参考とした詳細調査を既往事例とした場合（図5.3.2-6(e))」のように試料採取深さを10mよりも浅い深さで終了することを可能とする。</u></p> <p>なお、深さ10mまで<u>基準不適合土壌の深さを確定できなかった場合は、措置実施範囲の深さを確定するために10mより深い位置まで調査を継続する必要がある。</u></p>	5.3.3 (2)1 p. 433	<p>なお、深さ10mまで<u>土壌汚染が続いている場合は、汚染の深さを確定するために10m以深まで調査をする必要がある。</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>注: 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表面ないしは不明な場合の例</p> <p>■ 試料採取位置(基準不適合) ■ 試料採取位置(基準適合) □ 試料採取の省略</p> <p>▲ 紋込調査を実施した場合の試料採取位置(基準不適合) ※矢印の範囲で任意に設定可</p> <p>▲ 紋込調査を実施した場合の試料採取位置(基準適合) ※矢印の範囲で任意に設定可</p> <p>■ 基準不適合土壌の範囲(基準不適合土壌の深さは範囲の最も深い位置)</p> <p>既往調査事例等から合理的に設定した場合(地層境界等)</p> <p>難透水性の地層の位置が明確な場合</p> <p>難透水性の地層の位置が不明な場合</p> <p>法第5条の特例を参考とした場合</p> <p>第一種特定有害物質</p> <p>第二・三種特定有害物質</p> <p>図 5.3.2-6 基準不適合土壌の深さの考え方の例</p>		<p>注: 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表面ないしは、不明な場合の例</p> <p>■ 試料採取位置(基準不適合) ■ 試料採取位置(基準適合) □ 試料採取の省略</p> <p>▲ 紋込調査を実施した場合の試料採取位置(基準不適合) ※矢印の範囲で任意に設定可</p> <p>▲ 紋込調査を実施した場合の試料採取位置(基準適合) ※矢印の範囲で任意に設定可</p> <p>■ 基準不適合土壌の範囲(基準不適合土壌の深さは範囲の最も深い位置)</p> <p>既往調査事例等から合理的に設定した場合(地層境界等)</p> <p>難透水性の地層の位置が明確な場合</p> <p>難透水性の地層の位置が不明な場合</p> <p>法第5条の特例を参考とした場合</p> <p>第一種特定有害物質</p> <p>第二・三種特定有害物質</p> <p>図 5.3.3-6 汚染の深さの考え方の例</p>
5.3.3 (2) p. 477	<p><u>目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を土壌溶出量基準及び地下水基準とする場合は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを基に、汚染除去等計画を作成・提出することになる。</u></p> <p><u>また、土壌溶出量基準及び地下水基準以外を目標土壌溶出量及び目標地下水濃度とする場合は、必要に応じて目標土壌溶出量を超える範囲を把握して汚染除去等計画を作成・提出することになる。</u></p> <p><u>なお、土壌溶出量基準及び地下水基準以外の目標土壌溶出量及び目標地</u></p>	5.3.2 (2) p. 425	<p><u>なお、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定して措置対象範囲を確定することは、飲用井戸に代表される評価地点が存在するため、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の範囲（平面範囲及び深さ）を高い精度で把握する必要がある。したがって、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の範囲を把握する調査に当たっては、その範囲のみでなく、範囲内の汚染濃度分布の把握も必要となることから、単位区画ごとに行うことが望ましい。</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>下水濃度を設定した結果、基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握した結果において目標土壤溶出量を超える範囲が認められず、かつ地下水が目標地下水濃度以下であれば、地下水の水質の測定を実施措置として選択することが可能である。</u></p> <p><u>基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握する調査の結果、目標土壤溶出量を超える範囲が存在し（各単位区画の最大土壤溶出量を整理した平面図で目標土壤溶出量を超える単位区画が存在する場合）、未調査の部分について目標土壤溶出量を超える範囲及び深さのデータの補間が必要と判断された場合は、その範囲及び深さを確定する調査（目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の範囲及び深さの把握）が必要となる。</u></p> <p><u>基本的には、汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤調査又はボーリング調査において目標土壤溶出量を超える濃度が認められた単位区画について、未調査の隣接（8方向）する単位区画における目標土壤溶出量以下となる範囲及び深さ（深さ方向については目標土壤溶出量以下であることを連続した2以上の深さで確認）をボーリング調査で把握することになる。</u></p> <p><u>第一種特定有害物質を対象とする目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の範囲の把握は、ボーリング調査を実施していない単位区画について深さ10m又は最も浅い帯水層の底面までの調査の要否を検討し実施することになる。図5.3.3-2に示す例では、基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握するための詳細調査でボーリング調査が行われなかった単位区画について深さ10mまでのボーリング調査を行い、既にボーリング調査が行われていた単位区画の調査結果と合わせて目標土壤溶出量を超える土壤のある範囲及び深さの把握に用いる。当該ボーリング調査では、目標土壤溶出量超過が確認された最も深い試料採取深さより下位の連続する2以上の深さで目標土壤溶出量以下であることを確認する必要がある、このうちの</u></p>		<p><u>ただし、一定範囲内の土壤を一律に目標土壤溶出量を超える範囲とするのであれば、その境界部及び目標土壤溶出量以下の範囲について、5.3.3基準不適合土壤のある平面範囲及び深さを把握する調査に準じて実施することは可能である。</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>最も浅い試料採取深さまでが目標土壌溶出量基準を超える土壌の深さの範囲となる。</u></p> <p><u>第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質を対象とした目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の範囲の把握は、汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等で土壌汚染状況調査が終了している単位区画について深さ方向の調査の要否を検討し実施することになる。図 5.3.3-3 に示す例では、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための詳細調査でボーリング調査が行われなかった単位区画について、ボーリング調査を行い、既にボーリング調査が行われていた単位区画の調査結果と合わせて目標土壌溶出量を超える土壌のある範囲及び深さの把握に用いる。当該ボーリング調査では、汚染が生じた場所の位置よりも深部の連続する2以上の深さで目標土壌溶出量基準以下であることを確認する必要があり、このうちの最も浅い試料採取深さまでが目標土壌溶出量基準を超える土壌の深さの範囲となる。</u></p> <p><u>なお、一定範囲内の土壌について一律に目標土壌溶出量を超える範囲とみなすのであれば、その境界部及び目標土壌溶出量以下の範囲について範囲及び深さを把握することは可能である。</u></p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>(a) 基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握した結果の例</p>		
	<p>(b) 目標土壌溶出量を超える範囲及び深さを把握した結果の例</p>		
	<p>図 5.3.3-2 目標土壌溶出量を超える範囲を設定した例（第一種特定有害物質）</p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>(a) 基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握した結果の例</p>		
	<p>(b) 目標土壤溶出量を超える範囲及び深さを把握した結果の例</p>		
<p>図 5.3.3-3 目標土壤溶出量を超える範囲を設定した例（第二種特定有害物質）</p>			

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
5.3.7 p. 483	<p>試料採取等を行わなかった深さの位置の土壌について土壌汚染状況調査に準じた調査の実施</p> <p>当該土壌の汚染状態を明らかにした図面を汚染除去等計画に添付の上、提出</p> <p>汚染除去等計画の受理・審査</p> <p>新たに基準不適合土壌が確認されたか</p> <p>いいえ</p> <p>はい</p> <p>当該基準不適合土壌の汚染状態が健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当するか</p> <p>しない</p> <p>する</p> <p>汚染除去等計画の承認</p> <p>実施措置の実施</p> <p>当該基準不適合土壌に係る特定有害物質を要措置区域の指定対象物質に追加の上、措置の対象に含める&lt;汚染除去等計画の変更命令&gt;</p> <p>汚染除去等計画の変更及び提出</p> <p>汚染除去等計画の変更の受理・審査</p> <p>実施措置の実施</p> <p>当該基準不適合土壌に係る特定有害物質について法第14条の申請を促す</p> <p>当該基準不適合土壌に係る特定有害物質について法第14条の申請</p> <p>当該特定有害物質について形質変更時要届出区域に指定</p> <p>凡例  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #e0f0ff;"></span> 都道府県知事等  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #e0ffe0;"></span> 土地所有者等</p>	5.3.7 p. 450	<p>要措置区域</p> <p>区域指定対象物質(物質A)の汚染範囲の把握(詳細調査)</p> <p>措置対象深さの設定</p> <p>措置対象深さ内に汚染のおそれ(物質B)が生じた場所の物質の有無</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>試料採取等</p> <p>基準不適合</p> <p>摂取経路の有無</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>新たに確認された汚染(物質B)を区域指定対象物質に追加</p> <p>新たに確認された汚染(物質B)について詳細調査を実施</p> <p>指定の解除</p> <p>実施措置の実施</p> <p>法第14条の申請を促す</p> <p>法第14条の申請</p> <p>当該物質について形質変更時要届出区域の指定</p>
	<p>図 5.3.7-1 区域指定時に調査していない深さの範囲について汚染の除去等の措置を行う場合の手続（要措置区域）</p>		<p>図 5.3.7-1 区域指定時に調査していない深さの範囲について汚染の除去等の措置を行う場合の手続（要措置区域）</p>
5.4.3 (1)1 p. 522	<p>旧法では、措置の期限は定められないこととされていたが、平成29年の法改正の全面施行(平成31年4月1日)以降は必要とされる要件を満たせば、措置の完了を報告できることとなった。なお、本措置は、基準不適合</p>	5.4.3 (1)1 p. 489	<p>本措置は、基準不適合土壌が残存する措置であることから、措置を完了</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>土壌が残存する措置であることから、措置を完了した場合、要措置区域は解除されるが、改めて形質変更時要届出区域の指定を受けることとなる。</u></p> <p><u>平成31年4月1日より前に、改正法による改正前の土壌汚染対策法（旧法）第7条第1項の規定による指示を受けた者が、旧法の指示措置等（法においては「実施措置」に相当）として地下水の水質の測定を講じている場合、改正法附則第2条第1項の規定により、規則別表第8の1の項の規定にかかわらず、地下水の水質の測定を継続しているものと思料する。このように旧法の指示措置等として地下水の水質の測定が講じられている場合であっても、今後、法の地下水の水質の測定の完了条件を満たしたものについては、法と同様に、指示を受けた者によって汚染除去等計画に準じた計画の提出及び実施措置完了報告に準じた報告が行われれば、当該措置の完了を認めることができるものとして取り扱われたい。ただし、既に法の地下水の水質の測定の完了条件を満たしている場合においては、汚染除去等計画に準じた計画の提出は不要とし、実施措置完了報告に準じた報告のみを行うこととしても差し支えないものとする（令和元年12月5日付け環水大土発第1912051号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）。</u></p> <p><u>法の改正に伴い、旧法だけでなく制定法も含めて指示措置として地下水の水質の測定を行っている要措置区域についても、措置の完了の報告が可能となった。</u></p>		<p>した場合、要措置区域は解除されるが、改めて形質変更時要届出区域の指定を受けることとなる。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
5.4.3 (1)7 p. 527	<p>A：降雨による移動性が高い物質(ア)の場合 (降雨浸透があった場合のみ、地下水への移動性が高い物質)</p> <p>B：A以外の物質の場合(第一種特定有害物質を含む)</p> <p>図 5.4.3-3 地下水の水質の測定（地下水汚染が生じていない土地）の完了を報告するまでのフロー</p> <p>ア. 降雨による移動性が高い物質 ⇒六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀、セレン、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機りん</p> <p>ア以外の物質 ⇒第一種特定有害物質、カドミウム、鉛、ポリ塩化ビフェニル</p> <p>イ. 降雨の浸透がある状態 ⇒当該単位区画が被覆されていない状態</p> <p>ウ. 完了条件に必要な、測定の頻度、回数及び期間 ⇒5年以上継続しており、直近2年間で年4回以上測定</p> <p>エ. 地下水基準を超えるおそれがある場合 ⇒直近2年間のデータから季節変動等の確認を行った上で、過去5年分のデータから、地下水濃度が上昇している場合や高止まりしている場合</p>	5.4.3 (1)7 p. 493	<p>図 5.4.3-3 地下水の水質の測定（地下水汚染が生じていない土地）を完了するまでのフロー</p> <p>ア. 降雨による移動性が高い物質 ⇒六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀、セレン、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機りん</p> <p>イ. 降雨の浸透がある状態 ⇒当該単位区画が被覆されていない状態</p> <p>ウ. 完了条件に必要な、測定の頻度、回数及び期間 ⇒5年以上継続しており、直近2年間で年4回以上測定</p> <p>エ. 地下水基準を超えるおそれがある場合 ⇒直近2年間のデータから季節変動等の確認を行った上で、過去5年分のデータから、地下水濃度が上昇している場合、高止まりしている場合</p>
5.4.3 (1)7)イ p. 528	<p>降雨の浸透がある状態とは、当該単位区画がアスファルト舗装等で被覆されていない状態をいう。ただし、透水性舗装やブロック舗装等は、雨水の浸透を妨げる効果が期待できないため、被覆として扱うことはできない。</p> <p>また、降雨の浸透がある状態の有無の判断は単位区画ごとに行うことになり、「降雨の浸透がある状態」とは、当該単位区画において原則被覆率0%（単位区画の全面が被覆されていない。）の場合とする。</p>	5.4.3 (1)7)イ p. 494	<p>降雨の浸透がある状態とは、当該単位区画がアスファルト舗装等で被覆されていない状態をいう。ただし、透水性舗装やブロック舗装等は、雨水の浸透を妨げる効果が期待できないため、被覆として扱うことはできない。</p> <p>また、降雨の浸透がある状態の有無の判断は単位区画ごとに行うことになり、「降雨の浸透がある状態」とは、当該単位区画において原則被覆率0%（単位区画の全面が被覆されていない。）の場合とする。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>なお、被覆等により降雨浸透がない状態であった場所が、被覆等が取り除かれることにより降雨浸透がある状態となった場合、その後の地下水の水質の測定により、完了条件に必要な測定頻度や回数、期間を満たし、地下水濃度が地下水基準を超えるおそれがないことを確認したときは、実施措置完了の報告が可能である。</u></p>		
5.4.3 (2)7 p. 533	<p>A：降雨による移動性が高い物質(ア)の場合 (降雨浸透があった場合のみ、地下水への移動性が高い物質)</p> <p>B：A以外の物質の場合(第一種特定有害物質を含む)</p> <p>ア. 降雨による移動性が高い物質 ⇒六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀、セレン、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機りん</p> <p>A以外の物質 ⇒第一種特定有害物質、カドミウム、鉛、ホリ塩化ビフェニル</p> <p>イ. 降雨の浸透がある状態 ⇒当該単位区画が被覆されていない状態</p> <p>ウ. 完了条件に必要な、測定の頻度、回数及び期間 ⇒5年以上継続しており、直近2年間で年4回以上測定</p> <p>エ. 目標地下水濃度を超過のおそれがある場合 ⇒直近2年間のデータから季節変動等の確認を行った上で、過去5年分のデータから、地下水濃度が上昇している場合や高止まりしている場合</p>	5.4.3 (2)7 p. 498	<p>ア. 降雨による移動性が高い物質 ⇒六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀、セレン、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機りん</p> <p>イ. 降雨の浸透がある状態 ⇒当該単位区画が被覆されていない状態</p> <p>ウ. 完了条件に必要な、測定の頻度、回数及び期間 ⇒5年以上継続しており、直近2年間で年4回以上測定</p> <p>エ. 目標地下水濃度を超過のおそれがある場合 ⇒直近2年間のデータから季節変動等の確認を行った上で、過去5年分のデータから、地下水濃度が上昇している場合、高止まりしている場合</p>
	<p>図 5.4.3-4 地下水の水質の測定（地下水汚染が生じている土地）の完了を報告するまでのフロー</p>		<p>図 5.4.3-4 地下水の水質の測定（地下水汚染が生じている土地）を完了するまでのフロー</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）							
章節項	記載内容	章節項	記載内容						
5.4.3 (3)5 p.540	表 5.4.3-3 鉛直遮水壁一覧表	5.4.3 (3)5 p.506	表 5.4.3-3 鉛直遮水壁一覧表						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼矢板工法</td> <td> <p>鋼矢板工法は、鋼製の矢板を連続的に地中の不透水層等まで打ち込み、鉛直遮水壁を構築するものである。</p> <p>遮水性を高めるため、<u>矢板</u>の継手部にはグラウト材を充填して遮水する方法、止水性樹脂を塗布する方法、矢板を不透水層へ打ち込んだ場合に不透水層等と当該矢板の隙間にグラウト材を注入して遮水性を高める方法等の補助工法がある。<u>鋼矢板</u>を長期使用する場合には、鋼材の腐食にも<u>留意</u>が必要である。</p> <p>《鋼矢板工法》</p> <p>鋼矢板工法は、比較的容易に短期間で施行でき、<u>使用後の撤去も容易なこと</u>から応急的に遮水する場合に良く使用され、また構造体としての機能も持たせることができる。一般的には振動や圧入により地盤に<u>打ち込む</u>が、地盤強度が大きい場合にはオーガーによる先行掘りを行うなどの補助工法が必要となる。</p> <p>《薄鋼板止水矢板工法》</p> <p>薄鋼板止水矢板工法は、薄い鋼板（厚さ約3～5 mm）を<u>打ち込むことにより</u>、遮水効果のみを期待するものである。矢板の剛性が小さいためウォータージェット工法等の補助工法を併用して打ち込みがなされる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		工法名	内 容	鋼矢板工法	<p>鋼矢板工法は、鋼製の矢板を連続的に地中の不透水層等まで打ち込み、鉛直遮水壁を構築するものである。</p> <p>遮水性を高めるため、<u>矢板</u>の継手部にはグラウト材を充填して遮水する方法、止水性樹脂を塗布する方法、矢板を不透水層へ打ち込んだ場合に不透水層等と当該矢板の隙間にグラウト材を注入して遮水性を高める方法等の補助工法がある。<u>鋼矢板</u>を長期使用する場合には、鋼材の腐食にも<u>留意</u>が必要である。</p> <p>《鋼矢板工法》</p> <p>鋼矢板工法は、比較的容易に短期間で施行でき、<u>使用後の撤去も容易なこと</u>から応急的に遮水する場合に良く使用され、また構造体としての機能も持たせることができる。一般的には振動や圧入により地盤に<u>打ち込む</u>が、地盤強度が大きい場合にはオーガーによる先行掘りを行うなどの補助工法が必要となる。</p> <p>《薄鋼板止水矢板工法》</p> <p>薄鋼板止水矢板工法は、薄い鋼板（厚さ約3～5 mm）を<u>打ち込むことにより</u>、遮水効果のみを期待するものである。矢板の剛性が小さいためウォータージェット工法等の補助工法を併用して打ち込みがなされる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製矢板工法</td> <td> <p>鋼製矢板工法は鋼製の矢板を連続的に地中の不透水層まで打ち込み鉛直遮水壁を構築するものである。</p> <p>遮水性を高めるため、<u>鋼矢板</u>の継手部にはグラウト材を充填して遮水する方法、止水性樹脂を塗布する方法、矢板を不透水層へ打ち込んだ場合に不透水層と鋼製矢板の隙間にグラウト材を注入して<u>止水性</u>を高める方法等の補助工法がある。<u>矢板</u>を長期使用する場合には鋼材の腐食にも<u>注意</u>が必要である。</p> <p>《鋼製矢板工法》</p> <p>鋼製矢板工法は、比較的容易に短期間で施行でき、後の撤去も容易なことから応急的に遮水する場合に良く使用され、また構造体としての機能も持たせられる。一般的には振動や圧入により地盤に<u>差し入れる</u>が、地盤強度が大きい場合にはオーガー等の補助工法が必要となる。</p> <p>《薄鋼板止水矢板工法》</p> <p>薄鋼板止水矢板工法は、薄い鋼板（厚さ約3～5 mm）の<u>打ち込みにより</u>遮水効果のみを期待するものである。矢板の剛性が小さいためウォータージェット工法等の補助工法を併用して打ち込みがなされる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工法名	内 容
工法名	内 容								
鋼矢板工法	<p>鋼矢板工法は、鋼製の矢板を連続的に地中の不透水層等まで打ち込み、鉛直遮水壁を構築するものである。</p> <p>遮水性を高めるため、<u>矢板</u>の継手部にはグラウト材を充填して遮水する方法、止水性樹脂を塗布する方法、矢板を不透水層へ打ち込んだ場合に不透水層等と当該矢板の隙間にグラウト材を注入して遮水性を高める方法等の補助工法がある。<u>鋼矢板</u>を長期使用する場合には、鋼材の腐食にも<u>留意</u>が必要である。</p> <p>《鋼矢板工法》</p> <p>鋼矢板工法は、比較的容易に短期間で施行でき、<u>使用後の撤去も容易なこと</u>から応急的に遮水する場合に良く使用され、また構造体としての機能も持たせることができる。一般的には振動や圧入により地盤に<u>打ち込む</u>が、地盤強度が大きい場合にはオーガーによる先行掘りを行うなどの補助工法が必要となる。</p> <p>《薄鋼板止水矢板工法》</p> <p>薄鋼板止水矢板工法は、薄い鋼板（厚さ約3～5 mm）を<u>打ち込むことにより</u>、遮水効果のみを期待するものである。矢板の剛性が小さいためウォータージェット工法等の補助工法を併用して打ち込みがなされる。</p>								
工法名	内 容								
鋼製矢板工法	<p>鋼製矢板工法は鋼製の矢板を連続的に地中の不透水層まで打ち込み鉛直遮水壁を構築するものである。</p> <p>遮水性を高めるため、<u>鋼矢板</u>の継手部にはグラウト材を充填して遮水する方法、止水性樹脂を塗布する方法、矢板を不透水層へ打ち込んだ場合に不透水層と鋼製矢板の隙間にグラウト材を注入して<u>止水性</u>を高める方法等の補助工法がある。<u>矢板</u>を長期使用する場合には鋼材の腐食にも<u>注意</u>が必要である。</p> <p>《鋼製矢板工法》</p> <p>鋼製矢板工法は、比較的容易に短期間で施行でき、後の撤去も容易なことから応急的に遮水する場合に良く使用され、また構造体としての機能も持たせられる。一般的には振動や圧入により地盤に<u>差し入れる</u>が、地盤強度が大きい場合にはオーガー等の補助工法が必要となる。</p> <p>《薄鋼板止水矢板工法》</p> <p>薄鋼板止水矢板工法は、薄い鋼板（厚さ約3～5 mm）の<u>打ち込みにより</u>遮水効果のみを期待するものである。矢板の剛性が小さいためウォータージェット工法等の補助工法を併用して打ち込みがなされる。</p>								

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
地中壁工法	<p>遮水のための地中壁工法は、<u>地盤</u>にセメントにより固化した壁を構築する工法であり、壁式の連続地中壁と柱列式や壁式のソイルセメント固化壁工法に分類される。これらの工法は、<u>一般に施行に当たってセメントやベントナイトを含む余剰汚泥が排出されるため、要措置区域内等で施行した場合には、余剰汚泥に特定有害物質が混入している蓋然性が高く、適正に処理する必要がある。</u></p> <p>《地中連続壁》  地中連続壁工法は、各種掘削機械で一定幅の溝を必要な深さまで掘削して、その溝にコンクリート等の遮水材料を投入することにより、地中壁を設ける工法である。地中連続壁工法は信頼性の高い遮水壁を深く施行でき、鉄筋等を挿入することにより構造体としての機能も持たせることができる。</p> <p>《ソイルセメント固化壁》  ソイルセメント固化壁工法は、柱列式と壁式に分類される。壁式は連続した遮水壁を構築できる。ソイルセメントは<u>原位置の土壌</u>を用いるものであり、地中連続壁よりは安価である。ただし、土質の種類により遮水性や強度が変化するので、<u>配合試験等の事前の検討が必要である。</u>上記のほか、<u>ソイルベントナイトやベントナイトスラリーを用いた地中壁工法もある。</u>これらによる鉛直遮水壁は<u>変形追随性や自己修復性等の特徴を有しており、適用に当たっては、遮水効果を阻害する要因がないかどうか確認する必要がある。</u></p>	地中壁工法	<p>遮水のための地中壁工法は、<u>地中</u>にセメントにより固化した壁を構築する工法であり、壁式の連続地中壁と柱列式や壁式のソイルセメント固化壁工法に分類される。これらの工法は一般に施行に当たってセメントやベントナイトを含む余剰汚泥が排出されるため、要措置区域内等で施行した場合には、<u>工法に応じた量の余剰汚泥に特定有害物質が混入していることが多く、適正に処理する必要がある。</u></p> <p>《地中連続壁》  地中壁工法は、各種掘削機械で一定幅の溝を必要な深さまで掘削して、その溝にコンクリート等の遮水材料を投入することにより、地中壁を設ける工法である。地中壁工法は信頼性の高い遮水壁を深く施行でき、鉄筋等を挿入することにより構造体としての機能も持たせられる。</p> <p>《ソイルセメント固化壁工法》  ソイルセメント固化壁工法は、柱列式と壁式に分類される。壁式は連続した遮水壁を構築できる。ソイルセメントは<u>原位置土</u>を用いるものであり、地中連続壁よりは安価である。ただし土質により遮水性や強度が変化する。</p>
薬液注入工法	<p>薬液注入工法は、<u>止水材</u>を地盤中の所定の箇所に注入し、地盤の遮水性や強度等を増大させる工法である。ボーリング機械等の比較的小型の設備で適用可能であるが、<u>難透水性の地層へ適用する場合は周辺水脈への止水材の混入のおそれが懸念されることから、一般にはほかの鉛直遮水壁の欠損部分の遮水や工事の施行スペースが制限される場合に用いられる。</u>止水材のほとんどはアルカリ性を呈することから、<u>土壌中の第二種特定有害物質が溶出しやすくなるおそれがあることに留意が必要である。</u></p>	薬液注入工法	<p>薬液注入工法は、<u>注入材料</u>を地盤中の所定の箇所に<u>注入管を通じて注入し、地盤の遮水性や強度等を増大させる工法</u>である。ボーリング機械等の比較的小型の設備で適用可能であるが、<u>難透水性の地層へは、周辺水脈への注入材混入も懸念され、一般にはほかの遮水壁の欠損部分の遮水や工事のスペースが制限される場合に用いられる。</u>薬液のほとんどはアルカリ性を呈し、<u>第二種特定有害物質が溶出しやすくなることに留意が必要である。</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>高圧噴射攪拌工法は、高圧水の噴射により積極的に地盤を切削攪乱して原位置の土壌を排出し空間を確保し、その空間に固化材を注入する工法である。<u>地盤中に部分的に遮水壁を構築できることから、深部で遮水壁を構築する場合、他の鉛直遮水壁や自然地盤等の欠損部分の遮水や工事の施行スペースが制限される部分に用いられる。</u></p> <p>その他の工法として、鉛直遮水シート工法や、上記の地中壁工法と鋼矢板工法及び鉛直遮水シート工法を複合化した工法等が提案され、実用化されている。</p>		<p>高圧噴射式攪拌工法 高圧噴射攪拌工法は、高圧水の噴射により積極的に地盤を切削攪乱して原位置の土壌を排出し空間を確保し、その空間に固化材を注入する工法である。<u>地中に部分的に遮水壁を構築できることから、深部で遮水壁を構築する場合、他の遮水壁や自然地盤等の欠損部遮水や工事のスペースが制限される部分に利用する。</u></p> <p>その他の工法として、鉛直遮水シート工法や、上記の地中壁工法と鋼製矢板工法及びシート工法を複合化した工法がある。</p>
5.4.3 (7)3)オ (イ) p.581	<p>一の要措置区域から飛び地間移動により搬入された汚染土壌を<u>実施措置として行う掘削除去等の措置の埋め戻し土壌として使用する</u>場合、飛び地間移動してきた土壌の汚染状態が目標土壌溶出量を超えない土壌かつ土壌含有量基準に適合している土壌であることを100 m<sup>3</sup>以下ごとに1回の頻度で確認し、埋め戻した場所の位置及び深さとともにその確認結果を記録し、工事完了報告に記載しなければならない。また、<u>実施措置以外の目的で使用する</u>場合も、当該方法で管理することが望ましい。</p>	5.4.3 (7)3)オ (イ) p.547	<p>一の要措置区域から飛び地間により搬入された汚染土壌を掘削除去の埋め戻し土壌として使用する場合、飛び地間移動してきた土壌の汚染状態が目標土壌溶出量を超えない土壌かつ土壌含有量基準に適合している土壌であることを100 m<sup>3</sup>に1回の頻度で確認し、埋め戻した場所の位置及び深さとともにその確認結果を記録し、工事完了報告書に記載しなければならない。</p>
5.4.3 (7)4) p.582	<p>地下水の観測井は、掘削除去を実施した<u>土地の区域</u>において最低1箇所に設置し、観測井の位置は要措置区域内の地下水下流側又は周縁が望ましい。</p>	5.4.3 (7)4) p.548	<p>地下水の観測井は、掘削除去を実施した<u>区域内</u>に最低1箇所に設置し、観測井の位置は要措置区域内の地下水下流側又は周縁が望ましい。</p>
5.6.5 (2) p.666	<p>・法第14条申請した要措置区域内の全ての各単位区画における表層部の土壌が申請時に対象とした特定有害物質について基準に適合すること。設置した施設を起因とした土壌汚染を評価することになるため、土壌汚染状況調査の試料採取方法等に準じる。<u>すなわち、法第14条申請時に対象とした特定有害物質が第一種特定有害物質の場合は、まず土壌ガス調査を、第二種及び第三種特定有害物質の場合は表層における土壌調査を行うこととなる。</u></p>	5.6.5 (2) p.632	<p>・法第14条申請した要措置区域内の全ての各単位区画における表層部の土壌が申請時に対象とした特定有害物質について基準に適合すること。設置した施設を起因とした土壌汚染を評価することになるため、土壌汚染状況調査の試料採取方法等に準じる。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
5.6.5 (2) p. 667	<p>第一種 第二種、第三種 特定有害物質 特定有害物質 [土壌ガス] [土壌]</p> <p>第一種 第二種、第三種 特定有害物質 特定有害物質 [土壌][地下水] [土壌][地下水]</p> <p>地表 地表</p> <p>深さ 深さ</p> <p>5 m 5 m</p> <p>帯水層 帯水層</p> <p>難透水性の地層 あるいは不透水層 難透水性の地層 あるいは不透水層</p> <p>● 土壌ガス採取位置 ■ 土壌試料採取深さ</p> <p>■ 土壌試料採取深さ ■ 地下水試料採取対象範囲</p> <p>(a) 表層からの特定有害物質の浸透が想定される場合 (掘削除去、不溶化埋め戻し等の措置の実施の伴い、特定有害物質を処理する施設等を地表に設置したとき)</p> <p>(b) 地下水の移動に伴い特定有害物質の拡散が想定される場合 (地下水汚染の拡大の防止、原位置封じ込め等の措置の実施により、特定有害物質の地下水汚染の拡散が考えられるとき)</p> <p>図 5.6.5-1 措置の実施に伴う法第 14 条申請した要措置区域を解除するための試料採取等位置の例</p>	5.6.5 (2) p. 633	<p>[土壌] [地下水] [土壌]</p> <p>帯水層 帯水層</p> <p>難透水性の地層 あるいは不透水層 難透水性の地層 あるいは不透水層</p> <p>図 5.6.5-1 表層からの特定有害物質の浸透が想定される法第 14 条申請した要措置区域の解除 (掘削除去、不溶化埋め戻し、地下水汚染の拡大防止等の措置の実施に伴い地表面からの汚染物質の浸透が考えられる場合)</p> <p>図 5.6.5-2 地下水の移動に伴い特定有害物質の拡散が想定される法第 14 条申請した要措置区域の解除 (地下水汚染の拡大の防止、原位置封じ込め等、特定有害物質の地下水による拡散が考えられる場合)</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
5.7.3 p. 669	①詳細調査に準じた調査で把握された形質変更時要届出区域内の措置対象範囲外に該当する土地について、当該区域内の措置対象範囲における汚染の除去等の措置の実施が完了した場合（汚染の除去等の措置の完了を確認するための地下水の水質の測定の完了は要しない。）（図5.7.3-1）	5.7.3 p. 635	①詳細調査に準じた調査で把握された形質変更時要届出区域内の措置対象範囲外に該当する土地について、当該区域内の措置対象範囲における汚染の除去等の措置の実施が完了した場合（汚染の除去等の措置の完了を確認するための地下水の水質の測定の完了は要しない。）
5.7.3 p. 671	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>形質変更時要届出区域の範囲</li> <li>措置対象範囲</li> <li>措置対象範囲外</li> <li>土壌ガス調査の代表地点で実施したボーリング調査において、いずれかの深さにおいて土壌溶出量基準に不適合の単位区画(第二溶出量基準不適合)</li> <li>土壌ガス調査の代表地点で実施したボーリング調査において、いずれかの深さにおいて土壌溶出量基準に不適合の単位区画(第二溶出量基準適合)</li> <li>土壌ガス調査の代表地点で実施したボーリング調査において、いずれかの深さにおいても土壌溶出量基準に適合した単位区画</li> <li>詳細調査の結果、いずれかの深さにおいて土壌溶出量基準に不適合の単位区画</li> <li>詳細調査の結果、いずれかの深さにおいても土壌溶出量基準に適合した単位区画</li> </ul> <p>注（数値：土壌ガス濃度（volppm）、N.D.は不検出）</p> <p>図 5.7.3-1 措置対象範囲外に該当する土地の一例</p>	5.7.3 p. 636	(図なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）	改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）
<p>5.9.4 p. 706</p>	<p>5.9.4 p. 670</p>
<p>5.9.4 (1)3 p. 707</p>	<p>5.9.4 p. 672</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）

章節項

記載内容

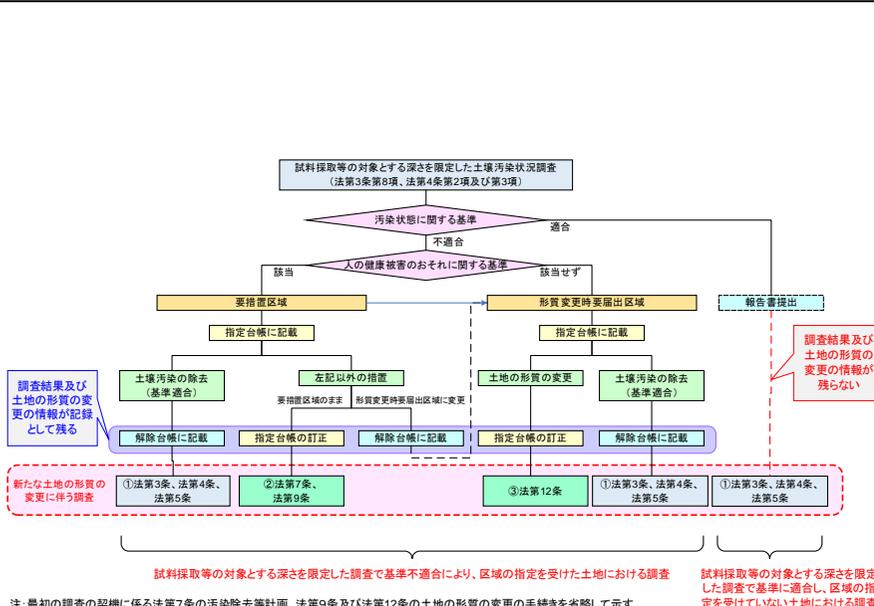


図 5.9.4-2 土壌汚染状況調査の対象とした深さで新たな土地の形質の変更を行う場合における調査及び手続

改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）

章節項

記載内容

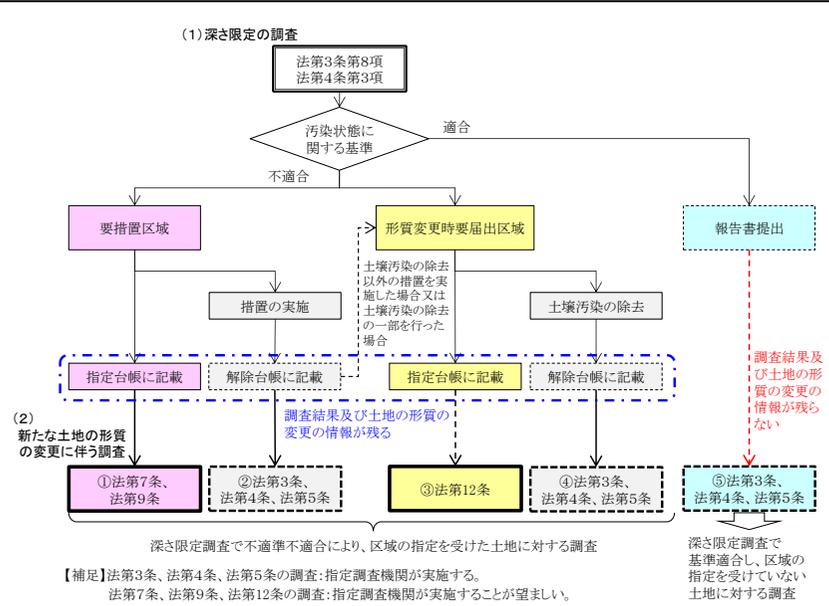


図 5.9.4-2 土壌汚染状況調査を実施した深さで新たな土地の形質の変更を行う場合における調査及び手続

3) 要措置区域等の指定後に土壌の移動が行われた場合の土壌汚染のおそれの区分の分類と試料採取

要措置区域等の指定を受けた後の土壌の移動の有無が不明な場合や土壌の移動の履歴が記録されていないなど、土壌の移動の履歴が不明な場合は、土壌汚染状況調査の追完と同じく、要措置区域等内の土地全てが土壌汚染のおそれが比較的多い土地、すなわち全部対象区画として扱われ、単位区画ごとに最大で深さ10mまでのボーリング調査による試料採取等を行う。試料採取（深さ）は次のようになる。なお、土壌汚染状況調査の対象とした深さまでの土壌は基準不適合土壌として扱われるので、以下の調査の対

(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>象とはならない（認定調査の対象とすることができる）。</u></p> <p>① <u>第一種特定有害物質については、未調査の深さにある汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌と汚染のおそれが生じた場所の位置から50 cmの土壌、地表から深さ1 mごとの土壌（区域指定の契機となった土壌汚染状況調査において未調査の深さの土壌に限る）を採取する。試料採取は今回の最大形質変更深さより1 m深い深さ（最大で深さ10m）まで実施する。</u></p> <p><u>なお、区域指定の契機となった土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質についても土壌ガス調査は実施せず、単位区画ごとのボーリング調査を行う。</u></p> <p>② <u>第二種及び第三種特定有害物質については、未調査の深さにある汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50 cmまでの土壌に加えて、深さ1 mごとの土壌（区域指定の契機となった土壌汚染状況調査で未調査の深さの土壌に限る）を採取する。試料採取は今回の最大形質変更深さより1 m深い深さ（最大で深さ10m）まで実施する。</u></p> <p><u>調査方法の詳細は2.11.2（1）を参考にする。</u></p> <p><u>以降の4）～6）には区域指定後の土壌の移動の履歴が判明している場合の調査方法の例を示す。</u></p>		
5.10.7 (5) p.748	<p><u>(5) 認定調査における試料採取等対象物質及び試料採取頻度の考え方</u></p> <p><u>認定調査時地歴調査結果に基づく上記の考察を踏まえ、認定調査（掘削前調査）は、特定有害物質の種類ごと、単位区画ごと、地表面及び地表面より深さ1 mごとに試料採取等対象物質及び試料採取頻度を設定すること</u></p>	5.10.6	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）	記載内容	改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	記載内容
<p>章節項</p>	<p>になり、そのフローを図5.10.7-3に示す。</p> <p>一方、認定調査（掘削後調査）では、特定有害物質の種類ごと、単位区画ごと、ロット（5.10.9(2)2参照）ごとに試料採取等対象物質及び試料採取頻度を設定することになり、同図の要件A～要件Dに加え、認定調査における試料採取頻度に係る情報が異なる土壤の境界を含むロットの考え方（図5.10.9-1(2)参照）を考慮し、判断する。</p> <p>図5.10.7-3 認定調査（掘削前調査）における試料採取等対象物質及び試料採取頻度の考え方のフロー</p>	<p>章節項</p>	<p>記載内容</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）

章節項

5.10.8  
(4)2イ  
(イ)  
p. 766

記載内容

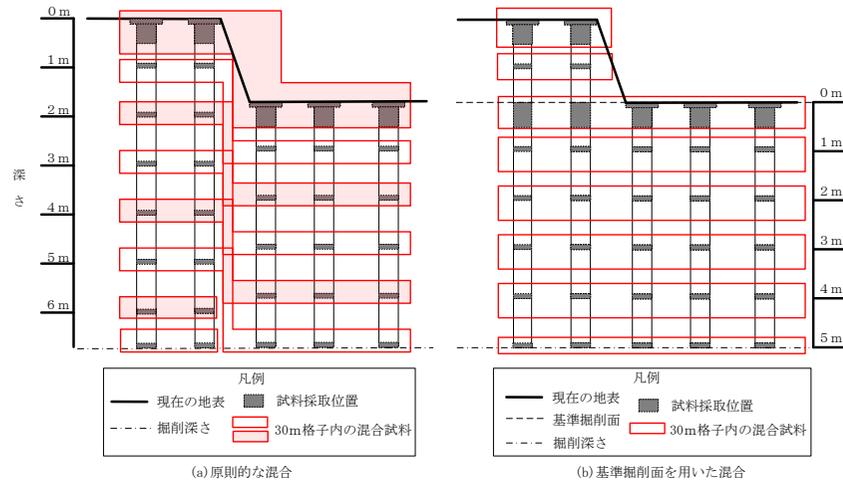


図 5.10.8-9 (1) 5地点均等混合の概念図（掘削対象 30m格子内に段差がある場合の例）

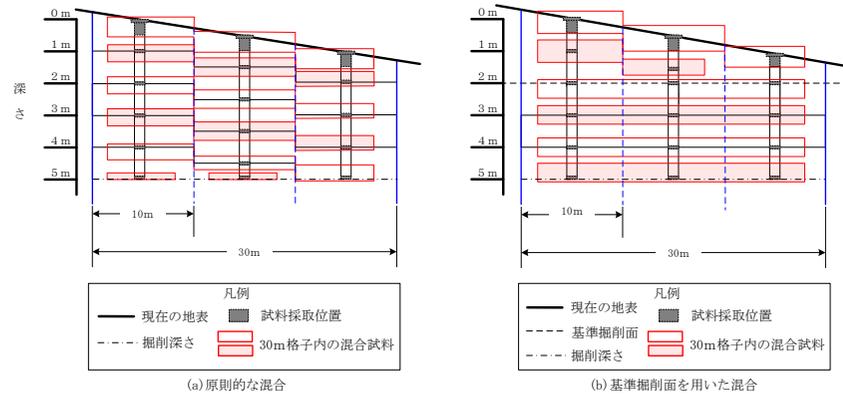


図 5.10.8-9 (2) 5地点均等混合の断面模式図（掘削対象 30m格子内に傾斜がある場合の例）

改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）

章節項

5.10.7  
(4)2イ  
(イ)  
p. 721

記載内容

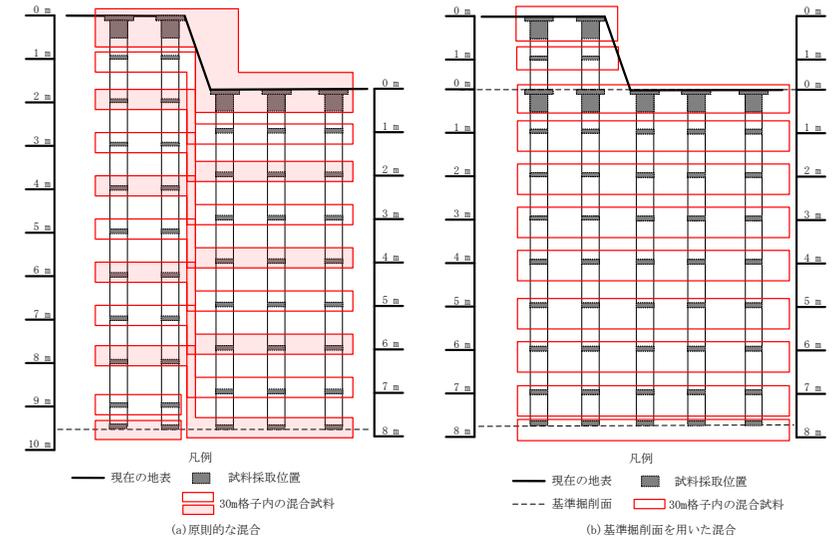


図 5.10.7-9 (1) 5地点均等混合の断面模式図（掘削対象 30m格子内に段差がある場合の例）

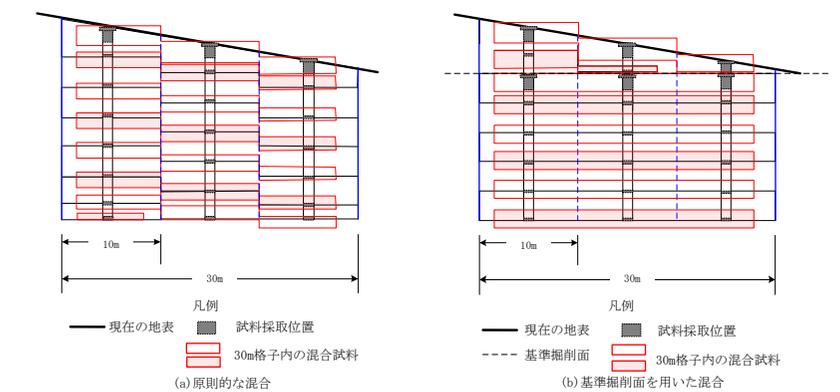


図 5.10.7-9 (2) 5地点均等混合の断面模式図（掘削対象 30m格子内に傾斜がある場合の例）

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
5.10.12 (1) p. 785	<p><u>(1) 土壌汚染状況調査の追完の結果の取扱い</u></p> <p><u>土壌汚染状況調査の追完とは、土壌汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域等に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施し、単位区画ごとに汚染状態を確定する調査である。</u></p> <p><u>したがって、土壌汚染状況調査の追完の結果として指定の解除ができなかった要措置区域等において認定調査を行おうとする場合、当該追完の結果は認定調査時地歴調査における重要な情報として取り扱わなければならない。なお、ここで「指定の解除ができなかった。」とは、要措置区域は解除されたが、改めて形質変更時要届出区域の指定を受けた場合も含む。</u></p> <p><u>なお、後述する(4)の図5.10.12-2に、要措置区域等における実施措置の実施又は土地の形質の変更を行う際の土壌汚染状況調査の追完の位置付けを示すので参考にされたい。</u></p>	5.10.13 p. 741	<p><u>5.10.13 土壌汚染状況調査の追完と掘削前調査</u></p> <p><u>土壌汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等から汚染土壌の搬出を行おうとする場合においては、当該省略により第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた土地の区域内の土壌は、当該汚染状態にあるとみなされることになるが、認定調査の過程で地歴調査を行った上であれば、認定の対象となる。</u></p> <p><u>以下の①～⑤の条件の全てに当てはまる場合、土壌汚染状況調査の追完と掘削前調査を兼用してもよい。</u></p> <p><u>①形質変更時要届出区域である</u></p> <p><u>②土壌汚染状況調査の追完と認定調査を同時に行う</u></p> <p><u>③試料採取深さ等、認定調査の内容が土壌汚染状況調査の追完の内容と同一水準以上である</u></p> <p><u>④調査時及び調査後、基準不適合土壌を拡散させない</u></p> <p><u>⑤認定後、時間を経ず速やかに掘削工事を開始する</u></p>
5.10.12 (4) 2) p. 787	<p><u>2) 試料採取等を行う深さを限定した土壌汚染状況調査により指定された要措置区域等の場合</u></p> <p><u>今回の改正では、法第3条第8項並びに法第4条第2項及び第3項に係る土壌汚染状況調査において試料採取等を行う深さを限定できることとする規定が設けられた。このことから、試料採取等を行う深さを限定した土壌汚染状況調査結果により要措置区域等の指定を受けた土地において試料採取等を行わなかった深さの位置の土壌については、土壌汚染状況調査の追完の対象とならない。したがって、このような試料採取等を行わなかった深さの位置の土壌を対象とした認定調査の考え方を以下に示す。</u></p>	5.10 p. 742	(記載なし)

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>認定調査を行おうとする契機は、要措置区域等において、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更により、当該区域の土壌を掘削し、法の規制を受けることなく区域外に土壌を搬出しようとするときである。当該規定を利用した要措置区域は、法第7条及び法第9条に基づくものがあり、前者にあっては実施措置の実施や変更に当たり、後者は土地の形質の変更の禁止規定に係る都道府県知事の確認にあたり、当該規定に基づき試料採取等を行わなかった深さの位置の土壌の汚染状態を土壌汚染状況調査に準じた調査により把握しなければならない。また、当該規定を利用した形質変更時要届出区域においては、土地の形質の変更を行おうとする場合の法第12条の届出において同様である（表5.10.12-2参照）。</u></p> <p><u>したがって、当該規定を利用した土壌汚染状況調査結果により指定を受けた要措置区域等において認定調査を行おうとする場合、認定調査時地歴調査において、前述の土壌汚染状況調査に準じた調査の結果を基に、試料採取対象物質を特定し、試料採取頻度を設定しなければならない。</u></p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）																								
章節項	記載内容	章節項	記載内容																							
	<p>表 5.10.12-2 試料採取等を行う深さを限定できる規定により試料採取等を行わなかった深さの位置の土壌を対象とした土壌汚染状況調査に準じた調査及びその汚染状態を明らかにした図面を添付する根拠となる施行規則等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の種類</th> <th>区分</th> <th>法</th> <th>調査の根拠</th> <th>図面を添付する根拠</th> <th>施行通知の記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要措置区域</td> <td>実施措置の実施</td> <td>第7条</td> <td>施行規則第36条の2 第1項第5号</td> <td>施行規則第36条の3 第2項第3号</td> <td>第4の1 (6)④</td> </tr> <tr> <td>土地の形質の変更</td> <td>第9条</td> <td>施行規則第46条 第1項第10号</td> <td>施行規則第46条 第2項第3号</td> <td>第4の1 (8)②エ</td> </tr> <tr> <td>形質変更時要届出区域</td> <td>土地の形質の変更</td> <td>第12条</td> <td>施行規則第49条 第1項第6号</td> <td>施行規則第48条 第2項第5号</td> <td>第4の2 (3)②</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>土壌汚染の除去の措置により指定の解除を目的として、土壌汚染状況調査に準じた調査に引き続き行われた詳細調査や詳細調査に準じた調査の結果の取扱い及び留意事項は、上述の(2)と同様である。</u></p> <p><u>なお、土壌汚染状況調査の追完及び実施措置の実施や土地の形質の変更に伴い行う土壌汚染状況調査に準じた調査並びに認定調査の位置付けを図5.10.12-2に示す。</u></p>	区域の種類	区分	法	調査の根拠	図面を添付する根拠	施行通知の記	要措置区域	実施措置の実施	第7条	施行規則第36条の2 第1項第5号	施行規則第36条の3 第2項第3号	第4の1 (6)④	土地の形質の変更	第9条	施行規則第46条 第1項第10号	施行規則第46条 第2項第3号	第4の1 (8)②エ	形質変更時要届出区域	土地の形質の変更	第12条	施行規則第49条 第1項第6号	施行規則第48条 第2項第5号	第4の2 (3)②		
区域の種類	区分	法	調査の根拠	図面を添付する根拠	施行通知の記																					
要措置区域	実施措置の実施	第7条	施行規則第36条の2 第1項第5号	施行規則第36条の3 第2項第3号	第4の1 (6)④																					
	土地の形質の変更	第9条	施行規則第46条 第1項第10号	施行規則第46条 第2項第3号	第4の1 (8)②エ																					
形質変更時要届出区域	土地の形質の変更	第12条	施行規則第49条 第1項第6号	施行規則第48条 第2項第5号	第4の2 (3)②																					

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>図 5. 10. 12-2(1) 土壤汚染状況調査の追完及び土地の形質の変更等に伴い      行う土壤汚染状況調査に準じた調査並びに認定調査の      位置付け（その1）</p>		

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>図 5.10.12-2(2) 土壌汚染状況調査の追完及び土地の形質の変更等に伴い      行う土壌汚染状況調査に準じた調査並びに認定調査の      位置付け（その2）</p>		





改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3 版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
6.4 p. 814	<p>土地の所有者等</p> <p>都道府県知事</p> <p>土地の所有者等</p> <p>*1：土地の所有者等が廃止届出書を提出しない場合は、都道府県知事は施行管理方針の確認を取り消す。</p>	6.4 p. 766	<p>土地の所有者等</p> <p>都道府県知事</p> <p>土地の所有者等が上記の届出を行わない場合は、当該範囲について、施行管理方針の確認の取り消し</p>
<p>図 6.4-1 土地の形質の変更に関する届出の流れ</p>		<p>図 6.4-1 土地の形質の変更に関する届出の流れ</p>	
6.5.2 p. 820	<p>土地の所有者等からの廃止届出書の提出を受け、都道府県知事はその土地が臨海部特例区域でなくなったことが分かるよう台帳の記載内容の<u>修正</u>を行う。また、区域の種類（自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域）については、基本は廃止前の区域の種類を引き継ぐことになるが、施行管理方針の廃止に合わせて、土地の所有者等が規則第 52 条の 7 第 3 項の規定に基づき土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した場合は、都道府県知事は調査により判明した汚染状態に基づき台帳の記載内容の<u>修正</u>を行うことになる。<u>人為等に由来する土壤汚染のおそれが少ない土地については、施行管理方針の廃止により第二溶出量基準</u></p>	6.5.2 p. 772	<p>土地の所有者等からの廃止届出書の提出を受け、都道府県知事はその土地が臨海部特例区域でなくなったことが分かるよう台帳の記載内容の<u>訂正</u>を行う。また、区域の種類（自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域）については、基本は廃止前の区域の種類を引き継ぐことになるが、施行管理方針の廃止に合わせて、土地の所有者等が規則第 52 条の 7 第 3 項の規定に基づき<u>規則第 3 条から第 15 条までに定める方法（土壤汚染状況調査の方法）</u>に準じた方法により調査した場合は、都道府県知事は調査により判明した汚染状態に基づき台帳の記載内容の<u>訂正</u>を行うことになる。</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態となるため、廃止前に土壌汚染状況調査に準じた方法による調査を行うことが望ましい。		
6.5.3 p. 821	<p>図 6.5.3-1 土地の形質の変更の施行管理方針の廃止等に関わる手続の流れ</p>	6.5.3 p. 773	<p>図 6.5.3-1 土地の形質の変更の施行管理方針の廃止等に関わる手続の流れ</p>
Appendix -1 目次	<p>1. 一定の範囲の考え方の概要</p> <p>2. 地下水汚染が到達し得る距離の算定手法</p> <p>2.1 基本的な考え方</p> <p>2.2 算定に必要なパラメータ</p> <p>2.3 入力に必要な情報</p> <p>2.3.1 土質情報</p> <p>2.3.2 動水勾配</p> <p>2.3.3 特定有害物質の種類</p>	Appendix -1 目次	<p>1. 特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲の考え方の概要</p> <p>2. 地下水汚染が到達し得る距離の一般値</p> <p>2.1 基本的な考え方</p> <p>(1) 「一定の範囲」の設定の考え方</p> <p>① 人の健康の保護</p> <p>② 健康被害のおそれの回避のために必要な限度</p> <p>③ 地域の特性</p> <p>(2) 汚染の到達時間</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p><u>2.4</u> パラメータデフォルト値の設定根拠</p> <p><b>3. 地下水汚染が到達し得る距離の一般値の設定根拠</b></p> <p><u>3.1</u> 基本的な考え方</p> <p>(1) 「一定の範囲」の設定の考え方</p> <p>① 人の健康の保護</p> <p>② 健康被害のおそれの回避のために必要な限度</p> <p>③ 地域の特性</p> <p>(2) 汚染の到達時間</p> <p>(3) 特定有害物質の種類による区分</p> <p><u>3.2</u> 「一定の範囲」の一般値の設定</p> <p><u>3.2.1</u> 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）</p> <p><u>3.2.2</u> 重金属等</p> <p>(1) 物質の区分</p> <p>(2) 汚染の到達距離（重金属等）と地下水実流速の関係</p> <p>(3) 「一定の範囲」の一般値の設定</p> <p>① 六価クロム</p> <p>② 砒素・ほう素・ふっ素</p> <p>③ 全シアン、鉛、総水銀</p> <p><u>3.2.3</u> その他の重金属等及び農薬の取扱い</p> <p><b>4. 汚染が到達する可能性が高い範囲を設定する際の留意事項</b></p> <p>(1) 地下水流動方向の設定</p> <p>(2) 汚染地下水が到達する可能性が高い範囲の平面的な拡がり</p> <p>(3) 河川・山地の考慮</p>		<p>(3) 特定有害物質の種類による区分</p> <p><u>2.2</u> 「一定の範囲」の一般値の設定</p> <p><u>2.2.1</u> 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）</p> <p><u>2.2.2</u> 重金属等</p> <p>(1) 物質の区分</p> <p>(2) 汚染の到達距離（重金属等）と地下水実流速の関係</p> <p>(3) 「一定の範囲」の一般値の設定</p> <p>① 六価クロム</p> <p>② 砒素・ほう素・ふっ素</p> <p>③ 全シアン、鉛、総水銀</p> <p><u>2.2.3</u> その他の重金属等及び農薬の取扱い</p> <p><b>3. 地下水汚染が到達し得る距離の算定手法</b></p> <p><u>3.1</u> 基本的な考え方</p> <p><u>3.2</u> 算定に必要なパラメータ</p> <p><u>3.3</u> 入力に必要な情報</p> <p><u>3.3.1</u> 土質情報</p> <p><u>3.3.2</u> 動水勾配</p> <p><u>3.3.3</u> 特定有害物質の種類</p> <p><u>3.4</u> パラメータデフォルト値の設定根拠</p> <p><b>4. 汚染が到達する可能性が高い範囲を設定する際の留意事項</b></p> <p>(1) 地下水流動方向の設定</p> <p>(2) 汚染地下水が到達する可能性が高い範囲の平面的な拡がり</p> <p>(3) 河川・山地の考慮</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
Appendix -3 p.6	<p><u>土壤汚染状況調査の結果による特定有害物質の土壤含有量の分布（平面的な分布）から局在性の有無を判断するためには、十分な密度で土壤含有量が測定されている必要がある。具体的には、汚染が存在するおそれと比較的多い部分として100 m<sup>2</sup>に1地点調査を行うこととされている範囲については100 m<sup>2</sup>に1地点、汚染が存在するおそれが少ない部分として900 m<sup>2</sup>に1地点調査を行うこととされている範囲については少なくとも900 m<sup>2</sup>に1地点の密度（1調査地点につき5地点均等混合法により調査）で<u>土壤汚染状況調査が省略されず</u>に行われている必要がある。</u></p>	Appendix -3 p.6	<p>特定有害物質の含有量の分布（平面的な分布）から局在性の有無を判断するためには、<u>土壤汚染状況調査により</u>十分な密度で含有量が測定されている必要がある。具体的には、汚染が存在するおそれが比較的多い部分として100 m<sup>2</sup>に1地点調査を行うこととされている範囲については100 m<sup>2</sup>に1地点、汚染が存在するおそれが少ない部分として900 m<sup>2</sup>に1地点調査を行うこととされている範囲については少なくとも900 m<sup>2</sup>に1地点の密度（1調査地点につき5地点均等混合法により調査）で<u>調査が行われている</u>必要がある。</p>
Appendix -18 目次	<p>地歴調査チェックリストの<u>位置づけ及び構成</u></p> <p>地歴調査チェックリスト（表紙）</p> <p>＜通知の申請用＞</p> <p><u>土壤汚染対策法第3条第1項本文調査</u></p> <p><u>土壤汚染対策法第3条第8項調査</u></p> <p>＜土壤汚染状況調査結果報告用＞</p> <p><u>土壤汚染対策法第3条第1項本文調査</u></p> <p><u>土壤汚染対策法第3条第8項調査</u></p> <p>＜土壤汚染状況調査結果報告用＞</p> <p><u>土壤汚染対策法第4条・第5条調査</u></p> <p>「理由」の欄の記入要領</p> <p>提出する地歴調査チェックリストの内訳</p> <p>【様式A-1】資料調査</p> <p>(1) 私的資料に関する資料調査</p> <p>(2) 公的届出資料に関する資料調査</p>	Appendix -18 目次	<p>【<u>土壤汚染対策法第3条第1項調査</u>】</p> <p>地歴調査チェックリスト</p> <p>＜通知の申請用＞</p> <p>＜土壤汚染状況調査結果報告用＞</p> <p>概略説明</p> <p>「理由」の欄の記入要領</p> <p><u>法第3条第1項における地歴調査の流れ</u></p> <p>地歴調査チェックリストの<u>位置づけ</u></p> <p>地歴調査チェックリストの<u>構成</u></p> <p><u>地歴調査において調査実施者が確認する情報の内容</u></p> <p>提出する地歴調査チェックリストの内訳</p> <p>【様式A-1】資料調査</p> <p>(1) 私的資料に関する資料調査</p> <p>(2) 公的届出資料**に関する資料調査</p> <p>(3) 一般公表資料に関する資料調査</p> <p>【様式A-1別紙】入手資料リスト</p> <p>①私的資料</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
	<p>(3) 一般公表資料に関する資料調査</p> <p>【様式A-1別紙】入手資料リスト</p> <p>①私的資料</p> <p>②公的届出資料</p> <p>③一般公表資料</p> <p>【様式A-2】聴取調査</p> <p>【様式A-3】現地調査</p> <p>【様式A-4】過去に行われた調査の結果が得られた場合のチェック項目</p> <p>【様式A-5】土壤汚染状況調査の対象地において人為等由来の土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>【様式A-6】土壤汚染状況調査の対象地において自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>【様式A-7】土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目</p> <p>【様式B】試料採取等対象物質の選定</p> <p>1. 規則第3条第3項の都道府県知事からの通知</p> <p>2. 試料採取等対象物質の選定</p> <p>【様式C】人為等由来の土壤汚染のおそれがある土地における土壤汚染のおそれの区分の分類</p>		<p>②公的届出資料</p> <p>③一般公表資料</p> <p>【様式A-2】聴取調査</p> <p>【様式A-3】現地調査</p> <p>【様式A-4】過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合のチェック項目</p> <p>【様式A-5】土壤汚染状況調査の対象地において人為等由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>【様式A-6】土壤汚染状況調査の対象地において自然由来又は水面埋立て土砂由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>【様式A-7】土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立地に立地する場合のチェック項目</p> <p>【様式B】試料採取等対象物質の種類の特定</p> <p>1. 規則第3条第3項の都道府県知事からの通知</p> <p>2. 試料採取等対象物質の選定</p> <p>【様式C】人為等に由来する汚染のおそれがある土地における土壤汚染のおそれの区分の分類</p> <p>【様式D】自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染のおそれが認められる土地の範囲</p> <p>【土壤汚染対策法第3条第8項調査】 地歴調査チェックリスト</p> <p>&lt;通知の申請用&gt;</p> <p>&lt;土壤汚染状況調査結果報告用&gt;</p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
			<p>概略説明</p> <p><u>「理由」の欄の記入要領</u></p> <p><u>法第3条第8項における地歴調査の流れ</u></p> <p><u>地歴調査チェックリストの位置づけ</u></p> <p><u>地歴調査チェックリストの構成</u></p> <p><u>地歴調査において調査実施者が確認する情報の内容</u></p> <p><u>提出する地歴調査チェックリストの内訳</u></p> <p><b>【様式A-1】</b></p> <p>(1) <u>私的資料に関する資料調査</u></p> <p>(2) <u>公的届出資料**に関する資料調査</u></p> <p>(3) <u>一般公表資料に関する資料調査</u></p> <p><b>【様式A-1別紙】</b></p> <p>①私的資料</p> <p>②公的届出資料</p> <p>③一般公表資料</p> <p><b>【様式A-2】聴取調査</b></p> <p><b>【様式A-3】現地調査</b></p> <p><b>【様式A-4】過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合の</b> <u>チェック項目</u></p> <p><b>【様式A-5】土壤汚染状況調査の対象地において人為的原因による土壤</b> <u>汚染のおそれがある特定有害物質の種類</u></p> <p><b>【様式A-6】土壤汚染状況調査の対象地において自然由来又は水面埋立</b> <u>て土砂由来による土壤汚染のおそれがある特定有害物質の</u> <u>種類</u></p> <p><b>【様式A-7】土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立地に立地する場</b></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
			<p style="text-align: center;"><u>合のチェック項目</u></p> <p><b>【様式B】</b> <u>試料採取等対象物質の種類の特定</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1. <u>規則第3条第3項の都道府県知事からの通知</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>試料採取等対象物質の特定</u></p> <p><b>【様式C】</b> <u>人為等に由来する汚染のおそれがある土地における土壤汚染のおそれの区分の分類</u></p> <p><b>【様式D】</b> <u>自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染のおそれが認められる土地の範囲</u></p> <p><b>【土壤汚染対策法第4条・第5条調査】</b></p> <p><u>地歴調査チェックリスト</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;土壤汚染状況調査結果報告用&gt;</u></p> <p><b>【概略説明】</b></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>「理由」の欄の記入要領</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>法第4条及び法第5条における地歴調査の流れ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>地歴調査チェックリストの位置づけ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>地歴調査チェックリストの構成</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>地歴調査において調査実施者が確認する情報の内容</u></p> <p><u>提出する地歴調査チェックリストの内訳</u></p> <p><b>【様式A-0】</b> <u>試料採取等対象物質の特定（総括）－人為等由来による汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類</u></p> <p><b>【様式A-0'】</b> <u>試料採取等対象物質の特定（総括）－自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類</u></p> <p><b>【様式A-1】</b> <u>資料調査</u></p>

改訂後（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版）		改訂前（調査及び措置に関するガイドライン改訂第3版）	
章節項	記載内容	章節項	記載内容
			<p><u>(1) 私的資料に関する資料調査</u></p> <p><u>(2) 公的届出資料に関する資料調査</u></p> <p><u>(3) 一般公表資料に関する資料調査</u></p> <p><u>【様式A-1別紙】入手資料リスト</u></p> <p>①私的資料</p> <p>②公的届出資料</p> <p>③一般公表資料</p> <p><u>【様式A-2】聴取調査</u></p> <p><u>【様式A-3】現地調査</u></p> <p><u>【様式A-4】過去に行われた調査で基準不適合が認められている場合の</u> <u>チェック項目</u></p> <p><u>【様式A-5】土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立地に立地する場</u> <u>合のチェック項目</u></p> <p><u>【様式B】人為等に由来する汚染のおそれがある土地における土壤汚染の</u> <u>おそれの区分の分類</u></p> <p><u>【様式C】自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染のおそれが認めら</u> <u>れる土地の範囲</u></p>